

欧州連合第七次枠組計画 ICT 部門への参加条件およびプロセスに係る実情調査

調査報告書

NICT 欧州連携センター

2011 年 7 月 1 日

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 序文 | 1 |
| 第 1 部 FP7 への参加規程とプロセス | 3 |
| 第 1 章 FP7 とは? | 3 |
| 第 1 節 FP7 概要 | 3 |
| 第 2 節 FP7 の構造と予算 | 5 |
| 第 3 節 作業プログラムと資金供与方式 | 8 |
| 第 2 章 FP7 への参加プロセス | 10 |
| 第 3 章 FP7 の一般参加資格 | 15 |
| 第 4 章 FP7 の公募に係る規程 | 19 |
| 第 5 章 プロジェクト案の実施と助成金契約に係る規程 | 22 |
| 第 6 章 研究コンソーシアムに係る規程 | 24 |
| 第 7 章 プロジェクトの監督と評価に係る規程 | 27 |
| 第 8 章 助成金の受給に係る規定 | 28 |
| 第 9 章 研究成果の普及・使用・アクセス権利等に係る規程 | 33 |
| 第 2 部 FP7 ICT 部門作業プログラム | 42 |
| 第 1 章 ICT 部門の公募時期と予算 | 42 |
| 第 2 章 ICT 部門の資金供与方式 | 43 |
| 第 3 章 ICT 部門最新作業プログラムにおける公募概要 | 45 |

| | |
|---|----|
| 第4章 第三国との共同公募 —ブラジルとロシア— | 53 |
| 第1節 2011-2012年度作業プログラムにおける共同公募の位置づけ | 53 |
| 第2節 ブラジル..... | 54 |
| 第3節 ロシア | 59 |
| 第4部 ナショナルコンタクトポイントおよびアイデアリスト | 65 |
| 第1章 ナショナルコンタクトポイントとアイデアリストの概要 | 65 |
| 第1節 ナショナルコンタクトポイント（NCP） | 65 |
| 第2節 アイデアリスト（IDEAL-ist） | 66 |
| ヒアリング議事録 | 67 |
| 1) ユビフランス | 67 |
| 2) テレコム研究院..... | 80 |
| まとめ..... | 92 |

序文

欧州連合（以下 EU と略す）の第 7 次枠組計画（以下 FP7 と略す）は、EU の研究開発支援政策の中で最も大規模なものであり、加盟国の研究開発状況および政策に大きな影響を与えている。FP7 においては、特に ICT 部門に最も多くの予算が割り当てられており、知識経済の根幹として、そして他の部門や社会の発展をもたらす基盤となる技術として、非常に重要視されている。近年では、FP7 の枠組みでロシアおよびブラジルが EU と ICT 部門で共同公募を行い、日本との実施も検討されている。

ところで、実際にプロジェクトに参加する際に、具体的にどのような手続きを経て参加可能になるのか、現在日本の研究者が周知している状態であるとは言い難い。本報告書では、第 1 部と第 2 部で、FP7 ICT 部門の研究開発プロジェクトに参加するために必要な条件等を、全体の参加手続きおよびプロセスとともに記した。第 3 部では、EU とロシア、ブラジルとの共同公募の動向を記した。また、欧州各国には、ナショナルコンタクトポイント（以下 NCP と略す）と言われる組織が設置されており、研究者の FP7 参加支援に当たっている。我々は、フランスで ICT 部門の NCP が設置されているユビフランスおよびテレコム研究院を訪れ、担当者にヒアリングを行った。それにより、NCP の具体的な支援活動の内容が明らかになった。第 4 部にヒアリングの議事録を収録した。

なお本報告書では、情報を入手した組織のウェブサイトや報道記事の URL を参考

のため注に載せているが、これらの記事はサイト運営者の都合で随時移動および修正、削除される可能性がある。よって、本報告書の発表後、注に記された URL から情報源となった記事にアクセスできないことがありうることを、ここで前もってお詫び申し上げますたい。

最後に、本調査にあたっては、パリ大学院生の小野浩太郎氏に多くの支援をいただいたことを紹介する。

第 1 部 FP7 への参加規程とプロセス

第 1 部では、FP7 の一般参加規程と全体の参加手続きおよびプロセスについて記す。つまり、どのような組織がどのような仕方でプロジェクトに参加可能なのか、そしてどのようなプロセスを経て参加することになるのかが問題となる。以上について記す前に、FP7 について簡単に整理する。

第 1 章 FP7 とは？

第 1 節 FP7 概要

「研究および技術開発のための第 7 次枠組計画（7th Framework Program for Research and Technological Development : FP7）」とは、2007 年から 2013 年の 7 年を期限とする EU の研究開発助成方策である。予算は総額 505 億ユーロを予定しており、FP6（約 175 億ユーロ）と比べて著しく増加している。これは計画期間がこれまでの 4 年間から 7 年間に延長した理由もあるが、EU の研究開発部門への関心の高さを反映している。FP7 は欧州の雇用および競争力を高め、知識経済におけるリーダーシップを保持することを一般的な目標としている。

FP7 は、EU が研究開発機関とともに、研究プロジェクトに共同で資金を支給する方策である。つまり、欧州委員会は研究開発契約等によって研究機関からプロジェクトを購入するのではなく、公募を通して助成金を研究機関に与え、研究開発にかかる

費用の一部を負担する。その負担率は参加国や参加団体の資格によって異なる。

FP7 によって助成される活動は、各国内で行われている研究開発活動を欧州で統一するために、国レベルではなく、欧州レベルで行われる。つまり、各プロジェクトは異なる国々の参加者から形成されるコンソーシアムによって実施される。また FP7 には他国で研究開発活動を行うことを奨励する奨学金システムがある。これらの方策を通して、異なる国出身の研究組織と一緒に活動させ、従来欧州各国でばらばらに実施されてきた研究開発活動を欧州で統一することが目指されている。

FP7 に参加できる組織の形態は多様であり、以下のタイプの組織が参加している。

- 大学もしくは研究機関の研究グループ
- 技術革新を指向する企業
- 中小企業
- 中小企業の業界団体
- 公共機関・政府機関
- 若手研究者およびシニア研究者
- 国際レベルで研究インフラストラクチャー（研究施設、データベース等）を運営している組織
- 第三国の組織と研究者
- 国際組織
- 市民団体

非欧州国以外の第三国の組織も FP7 に参加可能である¹。だが、その際には、1) 第三国の組織とのパートナーシップによって、欧州の競争力を向上させること、また第三国の研究者が欧州で活動することを支援すること、2) 相互の関心と利益に基づいて、普遍的な問題、あるいは第三国でも共通に直面している問題に対応することが目標となる。

なお、FP7 は、EU の他の助成プログラム（「競争力・技術革新枠組計画（Competitiveness and Innovation Framework Programme : CIP）」および「構造基金（Structural Funds）」と組み合わせて、助成金を受給することも可能である²。

第 2 節 FP7 の構造と予算

FP7 は、「提携活動（Cooperation）」、「アイデア（Ideas）」、「人材（People）」、「キャパシティ（Capacities）」、「原子力研究（European Atomic Energy Community : Euratom）」という 5 つの「特殊プログラム（Specific Program）」からなる。FP7 予算である 505 億ユーロは、これら 5 つのプログラムおよび JRC（Joint Research Center）³に以下のように分配される。

- 提携活動 : 324 億ユーロ
- アイデア : 75 億ユーロ

¹ 第三国の参加資格および参加条件については、より詳しく後述する。

² http://cordis.europa.eu/eu-funding-guide/combine-options_en.html

³ JRC は欧州委員会の内部組織であり、科学的観点から、EU 政策について助言し、技術的サポートを行い、欧州委員会を支援する。

<http://ec.europa.eu/dgs/jrc/index.cfm?id=1370>

- 人材 : 47 億ユーロ
- キャパシティ : 40 億ユーロ
- 原子力研究 : 27 億ユーロ
- JRC (原子力研究開発部門を除く) : 17 億ユーロ

以下に、提携活動、アイデア、人材、キャパシティの特殊プログラムの概要を示す。

『提携活動』

提携活動プログラムは、FP7 の中心となるプログラムで、全予算の約 3 分の 2 を占める。このプログラムでは、欧州および第三国の組織にコンソーシアムを形成させ、それを通して共同研究を助成する。特に、以下の 10 分野が特定されている。

- 健康
- 食料・農業・漁業・バイオ技術
- 情報通信技術 (ICT)
- ナノ科学・ナノ技術・素材・最新生産技術
- エネルギー
- 環境 (気候変動も含む)
- 交通 (航空部門も含む)
- 宇宙
- セキュリティ

FP7 における ICT 部門の主な助成は、提携活動で行われている。

『アイデア』

アイデアプログラムは、フロンティア研究を助成する。分野は、工学、社会経済科学、人間科学を含む諸科学、技術が対象となる。提携活動プログラムと異なり、他国と提携して研究活動を行う義務はない。このプログラムは、欧州研究評議会というFP7で新たに設置された機関の下で実施される。

『人材』

人材プログラムは、欧州域内および欧州域外での研究者の移動とキャリアアップを支援する。同プログラムは、「マリー・キュリーアクション」という活動プログラムによって実施され、奨学金を支給するとともに、以下の方策を通して、研究者のキャリアアップを支援する。

- 研究者の研修（マリー・キュリーネットワーク）
- 産学パートナーシップ
- 地域・国内・国際プログラムを共同助成
- 欧州域内の奨学金
- 国際提携
- マリー・キュリー賞

『キャパシティ』

キャパシティプログラムは、欧州の研究能力を強化するため、以下の活動について支援を行う。

- 研究インフラストラクチャー

- 中小企業の支援
- 地域の研究活動（クラスター等の支援）
- 潜在的研究（欧州内の諸地域を融合させる活動）
- 社会の中の科学
- 研究政策の一貫した発展の支援
- 国際提携のための活動

第3節 作業プログラムと資金供与方式

上記の特殊プログラムを実施するため、欧州委員会は部門毎に作業プログラムを作成する。そこでは、公募の予算およびプロジェクト採用の際の優先順位などが定められている。FP7 参加希望者は、作業プログラムを熟知し、公募内容を知ることが求められる。作業プログラムは、EU の CORDIS⁴のサイトで取得できる。各公募は EU 官報および同サイトでも公表される。

各特殊プログラムが公募する研究プロジェクトには、幾つか種類があり、それらは各々資金供与方式が異なる。以下に主な方式を記す

共同研究プロジェクト

共同研究プロジェクトは、科学的小および技術的目標と期待される成果が明確に規定されており、異なる国の組織から形成されるコンソーシアムによって実施されるプロジェクトを助成する。

⁴ http://cordis.europa.eu/fp7/home_en.html

ネットワーク・オブ・エクセレンス

ネットワーク・オブ・エクセレンス(以下 NOE と略)は、「共同活動プログラム (Joint Programme of Activities)」を支援する。同プログラムにおいては、欧州の研究開発戦略にとって重要な分野で、長期間に渡って、各参加団体が全ての資源を利用して研究開発を行う。その際、単一の仮想的な研究センターを設立する場合がある。同プログラムでは、各参加者はその資金と活動の全てをプロジェクトに統合することを公式に要求される。これにより、欧州内で分断されている研究開発活動を統合できる。

調整・支援活動

調整・支援活動は、研究開発活動そのものではなく、プロジェクトやプログラム、研究方針を参加者間で調整し、ネットワークを構成する活動を助成する。より具体的には、以下の活動が同方式で助成される。

- 調整、ネットワーク活動、知識の普及および利用
- FP7 の実施を支援する研究や専門家グループの活動
- 他国の研究インフラストラクチャーへのアクセス支援活動
- 中小企業、市民団体の参加およびそれらのネットワークを促進する活動
- 他の欧州の研究助成方策との調整を支援する活動

研究者の研修およびキャリアアップ支援

「マリー・キュリー」と言われる支援活動を通して、欧州およびそのパートナーの研究者の研修およびキャリアアップ活動を支援する。

特殊な団体の利益のための研究

特殊な団体の利益のための研究という種類に属するプロジェクトは、特に中小企業、市民団体やそのネットワークの利益を目指して活動が実施される研究開発活動である。

公募によっては、複数の資金供与方式を組み合わせる助成を行う。例えば、ICT 部門の 2010-2011 年度作業プログラムの「未来のインターネット」という公募では、共同研究プロジェクトに関しては 1 億 5200 万ユーロ、NOE に関しては 600 万ユーロを助成予定である。

第 2 章 FP7 への参加プロセス

ついで、FP7 への参加プロセスを簡単に概観する⁵。組織によって参加動機や条件、時期等が異なるので、参加プロセスが全ての組織にとって必ずしも同一の過程を経る訳ではない。ここでは、EU の CORDIS (<http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm>) のインターネットサイトを基に、最も一般的な参加プロセスを記す。なお各国に設置されたナショナルコンタクトポイント（以下 NCP と略）では、参加資格の確認からプロジェクトパートナー探しまで包括的に参加組織を支援している。NCP の詳しい活動については、本報告書第 4 部を参考していただきたい。

(1) « 参加資格の確認 »

⁵ http://cordis.europa.eu/eu-funding-guide/home_en.html
http://cordis.europa.eu/fp7/ict/participating/create-project_en.html

FP7 への参加資格があるかどうか、そしてその条件がどのようなものかを、FP7 の CORDIS のサイトおよび部門毎に策定されている作業プログラムを通して確認する⁶。



(2) « 自分の研究活動のアウトラインを規定する »

具体的にプロジェクトを作成する前に、自分の活動のアウトラインを定める。例えば、1) 研修等を通して、自分が所属する組織の研究能力を高めること、2) 一定の科学技術分野のサービスおよび製品の研究開発、3) 他国の組織とのネットワーク作り等が活動の枠組みとして考えられる。



(3) « 作業プログラムにおける活動領域の特定 »

自分の研究活動が作業プログラムにおいてどの活動領域に入るのか特定し、公募採用の優先順位、助成金の受給形態等を確認する。



(4) « 公募を探す »

作業プログラムで活動領域を特定したら、具体的にどの公募に申請するか決定す

⁶ 詳しい参加資格および条件に関しては、本報告書次章において記す。

る。作業プログラムで公募時期を知ることができる。なお EU の CORDIS のサイト⁷でも時期を確認できる。

各公募は主に以下の要件を記している。

- 活動テーマ
- 公募申請締め切り期限
- 予算金額
- 審査回数（第二次審査までありうる）
- 参加者の最低必要数



(5) « コンソーシアム形成のためプロジェクトパートナーを捜す »

FP7 の多くのプログラムでは、異なる国出身の複数の組織とコンソーシアムを形成して、活動を実施しなければならない。よって、コンソーシアムを形成するために、自分の活動のパートナーを探す必要がある。CORDIS のサイト（http://cordis.europa.eu/fp7/partners_en.html）およびアイデアリスト（<http://www.ideal-ist.net/>）のサイトでは、プロジェクトパートナーのオンライン検索サービスを提供している。また、各国に設置された NCP でもパートナー探しを支援している。

⁷ ICT 部門の公募は以下のサイトで確認できる。

http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm?fuseaction=UserSite.FP7ActivityCallsPage&id_activity=3



(6) « コンソーシアム契約の締結およびプロジェクト案作成 »

プロジェクトパートナーを見つけ、コンソーシアムを形成したら、「コンソーシアム契約」を結ぶ。そして、パートナーとともに欧州委員会が作成する公募申請ガイドンスを読み、そのガイダンスに沿ったプロジェクト案を策定する。

コンソーシアム契約は知的財産権に関わる契約も含むので、関連する法律の専門家に相談して締結した方が良い。



(7) « 公募申請 »

欧州委員会へプロジェクト案を締め切り期限までに提出する。提出には、EPSS (Electronic Proposal Submission Service) というインターネット上のプラットフォームを利用しなければならない。CORDIS のサイト⁸で同サービスの利用ガイドが手に入る。



(8) « プロジェクト案の審査 »

欧州委員会が、分野毎に専門家を選定し、その支援を受けてプロジェクト案を審査

⁸ <http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm?fuseaction=UserSite.FP7SubmitProposalPage>

し、採用の不可を決定する。審査は、特に大規模なプロジェクトの場合、第二次審査（面接審査）まで行う場合がある。審査終了後、応募者は審査結果を受け取る。



プロジェクトの採用



(9) « 欧州委員会との交渉 »

欧州委員会は各コンソーシアムと交渉に入る。助成金および科学、技術等のプロジェクトの細部に関して、欧州委員会とコンソーシアムの間で調整する。



(10) « 助成金契約の締結 »

プロジェクト参加者は「助成金契約」を締結する。この契約は EU とプロジェクト参加者の間で交わされるものである⁹。助成金契約に署名する前に、コンソーシアムのパートナーと「コンソーシアム契約」を結んでおく必要がある。



(11) « プロジェクト実施・助成金の受け取り・進捗状況の報告 »

プロジェクトが開始したら、EU から助成金を受け取る。欧州委員会へプロジェク

⁹ 助成金契約については、次章にて詳しく述べる。

トの進捗状況を報告しなければならない。プロジェクトの広報活動も薦められている

10。進捗状況の頻度に関しては、EU と助成金契約を締結する際に、欧州委員会と交渉して決定する。



(12) « プロジェクト終了：欧州委員会への報告・活動成果の普及作業 »

プロジェクトが終了したら、プロジェクト参加者は欧州委員会へ報告を行い、活動成果の普及作業を行う。

以上、FP7 参加プロセスを簡単に概観した。

第 3 章 FP7 の一般参加資格

FP7 に参加するためには、一定の参加条件を満たす必要がある。FP7 への参加規程については、研究成果の知的財産権に関する義務規定とともに、2006 年 12 月に EU で採択された「企業、研究機関、大学の FP7 における活動への参加および研究成果の普及に関する規定を定める規則（以下、FP7 参加規則と略す）」で定められている¹¹。なお ICT 部門に固有の条件等は、ICT 部門の作業プログラムに記されているので、それに関しては後述する。

¹⁰ http://cordis.europa.eu/fp7/ict/participating/communication-best-practices_en.html

¹¹ 以下に、FP7 参加規則の概要を順に記して行くが、これらは原文の翻訳ではない。規程のより詳細な情報に関しては、原文を参照していただきたい。

○一般参加資格

- EU加盟国もしくはFP7提携国（associated countries）、第三国で設立された、いかなる事業者、大学、研究機関やその他の法人組織（legal entity）も、FP7参加規則および特殊プログラムもしくは作業プログラムで定められた最低限の条件をクリアするならば、FP7の資金供与方式で助成される活動に参加できる。

（FP7参加規則 第2章第1節第4条¹²）

☆注意点

- ここで、法人組織とは、自然人もしくは設立された場所が属する国の国内法、EC法、国際法で設立された法人を意味する。
- 参加者の数や参加形態や組織の設立場所に関して、特殊プログラムもしくは作業プログラムで条件が与えられる場合がある。
- FP7提携国とは、スイス、イスラエル、ノルウェイ、アイスランド、リヒテンシュタイン、トルコ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア、アルバニア、モンテネグロ、ボスニア&ヘルツェゴビナ、フェロー諸島である。EUはこれらの国とFP7参加に関して協定を結んでいる。
- FP7の共同研究プロジェクトやNOE等の資金供与方式によって助成される活動は「間接活動（indirect action）」と呼ばれる。それと対比して、欧州委員会の一総局である「JRC」による活動は「直接活動（direct action）」と呼ばれている。本報告書では、間接活動への参加に関してのみ記す

以上のように、FP7への参加は第三国にも開かれているが、FP7参加規則および作業プログラムで定められた条件を満たさなければならない。

¹² 文章は原文を一字一句正確に日本語訳したものではない。

○参加法人組織の数と条件

- 少なくとも、3つの法人組織が1つの研究プロジェクトに参加しなければならない。その際、それらの3組織が各々EU加盟国およびFP7提携国で設立されたものでなければならない。また、その3組織のうち2組織が同じ国（加盟国もしくはFP7提携国）で設立されたものではない。
- これらの3組織は各々独立したものでなければならない。つまり、3組織のうち2組織が、一方が他方を直接的あるいは間接的に経営統制する関係にあってはならないし、それらが同一の直接的あるいは間接的な経営統制力の下にあってはならない。

(第2章第1節第5条と第6条)

☆注意点

- ここで、経営統制とは、株式資本の額面価格の50%以上を直接的もしくは間接的に保有すること、株主等の投票権の大部分を持つこと、意思決定権を事実上もしくは法律上持つことである。
- 同一のPIC (Public Investment Corporation)、もしくは機関投資家、ベンチャーキャピタル企業が、株式資本の額面価格の50%以上を直接的もしくは間接的に保有している場合、あるいは株主等の投票権の大部分を持っている場合、そして、同一の公共機関に所有もしくは監督されている場合、これらの組織が経営統制力を持つとはみなされない。
- JRC、もしくはEUの関心のために設立された国際組織、EU法で設立された組織が参加組織である場合、他の参加者が設立された国とは異なる国で設立されたとみなされる。

○国際提携パートナー国向けの条件

国際提携パートナー国向けの共同研究プロジェクトに関しては、最低条件が次のものとなる。

- 少なくとも、4 法人組織が参加しなければならない。
- 4 法人組織のうち、2 法人組織は異なる EU 加盟国もしくは FP7 提携国で設立されたものでなければならない。
- 少なくとも、2 法人組織が異なる国際提携パートナー国で設立されたものでなければならない（作業プログラムによる別規定がない場合）
- 4 法人組織全ては互いに経営統制の関係がなく、独立していなければならない。

（第 2 章第 1 節第 7 条）

☆注意点

欧州委員会は世界各国を所得収入によって分類している。国際提携パートナー国とは、低所得国、低・中所得国、高・中所得国と分類された第三国を指す。主にアフリカ諸国が多く、ロシア、ブラジル、中国も入る。アメリカ、日本、韓国等の高所得国と見なされた国は、パートナー国には入らない。また FP7 提携国は、国際提携パートナー国には入らない。

○その他の条件

- 調整・支援活動、および研究者の研修とキャリアアップ支援活動に関しては、3 法人組織が参加する必要はなく、1 法人組織で十分である。
- フロンティア研究プロジェクトに関しては、EU 加盟国および提携国で設立された 1 法人組織の参加で十分である。

- FP7 への最低参加条件を満たす一定数の法人組織が、一緒になって一つの法人組織を形成する場合、その組織が加盟国もしくは提携国で設立されるならば、単独で FP7 に参加できる。

(第 2 章第 1 節第 8 条・第 9 条・第 10 条)

☆注意点

以上のように、共同研究開発ではなく、調整・支援活動や研究の研修およびキャリアアップ支援活動に関しては、3 法人組織が参加する必要はない。

ところで、EU 加盟国および提携国で設立されていない法人組織にも FP7 への参加は開かれているが、EU 加盟国および提携国で設立された組織とともに共同プロジェクトに参加する必要がある。また、後述するように、FP7 提携国および国際提携パートナー国に属さない第三国は、一定の条件を満たさない限り、EU からの助成金を受給できない。またブラジルとロシアのように、EU と共同で公募を実施している国々が存在している。

第 4 章 FP7 の公募に係る規程

以上まで、FP7 への参加資格に関する規程を見てきた。ついで、本章から FP7 への参加手続きに関する規定を見て行こう。まずは、公募に関する FP7 の規定を見て行こう。

○公募に係る規定

- 欧州委員会が、特殊プログラムおよび作業プログラムで定められた諸要件に応じて、公募を実施する。その際、欧州委員会は FP7 のインターネットサイトおよび加盟国および提携国に設置されたコンタクトポイントで、公募を公表する。

(第 2 章第 2 節第 13 条)

☆注意点

- 公募の選択順位等の評価基準は、特殊プログラムおよび作業プログラムにおいて、詳しく定められている。特殊プログラムとは、第一章で記した「提携活動」、「アイデア」、「人材」、「キャパシティ」のことである。

○公募の採用基準

欧州委員会が、すべてのプロジェクト案を、特殊プログラムおよび作業プログラムで定められた採用基準に応じて審査する。以上のため、欧州委員会は、プロジェクト案の評価作業を支援する独立専門家を指名する。調整・支援活動に関しては、欧州委員会が必要と考えた場合のみ独立専門家が指名される。

FP7 参加規程では、以下のように審査の一般基準が定められている。

« 提携活動 » と « キャパシティ »

- 科学および（もしくは）技術面での優秀性
- 特殊プログラムと作業プログラムの目標との一致
- プロジェクトの成果の発展、普及、利用が与える潜在的なインパクト

- プロジェクトの実施と管理の質および効率性

「人材」

- 科学および（もしくは）技術面での優秀性
- 特殊プログラムと作業プログラムの目標との一致
- 申請者のクオリティおよびプロジェクト実施能力と申請者の将来性
- 科学研究および（もしくは）知識移転活動において提案された作業の質

「アイデア」

- 「アイデア」プログラムの「フロンティア」研究の支援に関しては、科学および（もしくは）技術面での優秀性という基準が単独で課せられる。

（第2章第二2第15条）

☆注意点

- 基本倫理原則を侵害する提案や、特殊プログラムおよび作業プログラムが与える条件を満たさない提案は採用されない。
- プロジェクト案は、以上の基準と特殊プログラムおよび作業プログラムで示される基準に基づく評価によって順位が付けられる。助成金拠出の決定は、この順位に基づく。

○公募の二次審査について

- 公募内容によっては、プロジェクト案を二度審査することがある。この場合、一度目の審査を通過した者のみが第二次審査に進むことができる。第一次審査の結

果は、すべての申請者に知らされる。

(第二章第二節第十六条)

☆注意点

- なお欧州委員会が審査手続き（プロジェクト案の提出、評価、選択、助成金の授与）に関する規則を策定する。
- 第一次審査は書類審査で、第二次審査は面接審査である。

第5章 プロジェクト案の実施と助成金契約に係る規程

欧州委員会にプロジェクトを採用された後、参加者は欧州委員会と交渉し、EU との間で「助成金契約 (grant agreement)」を締結する。その後、プロジェクト案は実施段階に入る。この契約では、研究プロジェクトの実施規程や助成金に関する事項も含め、EU と参加者の義務と権利が定められている。例えば、EU の助成金の総計、プロジェクトの期間、進捗状況報告のタイムテーブルおよび助成金の受け取りスケジュールが規定されている。助成金契約はFP7の参加において重要な契約の1つである。

以下にプロジェクト案実施と助成金契約に関する FP7 参加規則の条項を見よう。

○プロジェクト案の実施義務と助成金契約

- プロジェクト参加者はプロジェクトを実施し、それを実現するために、あらゆる合理的な手段を取らなければならない。
- 参加者は助成金契約に反する財政的義務を負ってはならない。

- 一参加者がその義務を履行できない場合、他の参加者が助成金契約を実行しなければならない。欧州委員会がその参加者を義務から解放しない限り、EU からの補完的な助成はなされない。
- プロジェクトの実施が不可能となった場合、あるいは参加者がそれに失敗した場合、欧州委員会は活動の終了を保障しなければならない。
- 参加者は、プロジェクト案の実施および EU の関心に影響するいかなる出来事の情報も欧州委員会に伝えなければならない。
- 助成金契約が許すならば、参加者は第三者へプロジェクトの一部を委託することができる。

(第 2 章第 2 節第 18 条)

○助成金契約

- 助成金契約は、参加者が欧州委員会にプロジェクトの進捗状況に関して定期報告することを義務づける。
- 助成金契約は、研究結果へのアクセス、利用、普及に関する参加者の義務と権利を定める。以上のため、同契約は、プロジェクト参加者が欧州委員会に研究成果の利用および普及に関する計画を提出することを義務づける。
- 助成金契約は、欧州委員会とプロジェクトのコーディネーターの署名後、効力を持つ。

(第 2 章第 2 節第 19 条・第 20 条)

☆注意点

- 欧州委員会は助成金契約のモデルを作成しており、インターネットサイト上で公表している。
- プロジェクトの進捗状況の頻度に関しては、欧州委員会と交渉して決定する。

第6章 研究コンソーシアムに係る規程

FP7のプロジェクト参加者はコンソーシアムを形成して、プロジェクトに参加する。その際参加者は互いにコンソーシアム契約を結ぶが、これは参加者同士で交わす契約であり、先に見たEUと取り交わす助成金契約とは異なる。ここでは、助成金契約よりも細かな権利と義務を定める。以下に、コンソーシアムの形成に係る規定を見て行く。

○コンソーシアム契約

参加者は「助成金契約」に署名する前に、コンソーシアムのパートナーと「コンソーシアム契約 (Consortium agreement)」を結ばなければならない。欧州委員会が同契約のガイドラインを定める。同契約は技術に関する規定もあり、助成金契約よりも詳細な取り決めを定めるものであるから、研究部門によって形態が多少異なる。欧州委員会のチェックリストによれば、一般的に、以下の事項が含まれなければならない。

- 研究テーマ

- 技術に関する規程（各参加者の役割および人員、研究施設、プロジェクト進行スケジュール）
- プロジェクトの進行・運営にかかる規程（運営委員会の設立、責任者の明記、プロジェクトの評価・監督システム）
- 財務にかかる規程（財政計画、助成金の分配、経費）
- 知的財産権の普及・利用に関わる権利（研究成果の所有権、研究成果の所有権の保護・利用・普及に係る権利、アクセス権利）
- 一般規定（契約の発効日、研究プロジェクトの期間、コンソーシアム契約の変更に係る規定、守秘義務、データ処理および危険物の処理に係る規程、義務の違反、コンソーシアム内の係争の収拾に係る規程等）

（第 2 章第 24 条）

☆注意点

- 欧州委員会はコンソーシアム契約のガイドラインを定め、参加者にガイダンスを行う。だが、具体的に契約のモデルを作成しているわけではない。欧州委員会は契約項目のチェックリストを公表しているのみである。
- 「デジタル・ヨーロッパ」や「DESCA (Development of a Simplified Consortium Agreement) コアグループ」という団体が、コンソーシアム契約のモデルを作成し、インターネット上で公表している。デジタル・ヨーロッパは、欧州の ICT

部門の産業団体であり、欧州で活動する主要な ICT 企業が参加している¹³。

DESCA コアグループは欧州の研究開発振興機関や研究機関によって運営されている（フランス国立研究・技術協会（ANRT）、欧州商工会議所協会（Eurochambres）、欧州研究・技術組織協会（EATRO）、国際大学専門家チーム（UNITE）、フラウンホフ協会（独））。

- コンソーシアム契約は知的財産権等に関わる契約も含むので、契約の前に、関連する法律の専門家の支援を仰ぐ必要がある。

○コーディネーターの選択および役割

研究コンソーシアムから 1 組織をコーディネーターとして選ばなければならない。コーディネーターは助成金契約に明記され、新しいコーディネーターの任命に関しては、欧州委員会の承諾書を必要とする。コーディネーターは、以下の活動を実施しなければならない。

- プロジェクト参加者が各々の義務を遵守しているか監督する
- 各組織が、助成金契約を結ぶために必要な手続きを行っているか確かめる
- EU の助成金を受け取り、それをコンソーシアム契約と助成金契約に基づいて分配する
- EU の助成金に適切な銀行口座および口座記録を保持し、助成金を分配したことを欧州委員会に知らせる

¹³ <http://www.desca-fp7.eu/>

- 参加者間の効率的で正しい情報伝達の媒介者となり、参加者と欧州委員会にプロジェクトの進展を定期的に知らせる。

(第 2 章第 25 条)

○コンソーシアムの構成

- コンソーシアム契約の規程に応じて、新しい参加者を付け加えること、もしくは既存の参加者を脱会させることができる。
- コンソーシアムは、いかなる組織構成の変化についても、欧州委員会に通知すべきである。欧州委員会は、通知から 45 日以内に異議申し立てを行うことができる。

(第 2 章第 26 条)

第 7 章 プロジェクトの監督と評価に係る規程

さて、実際にプロジェクトが始動すると、各プロジェクトは欧州委員会の監督の下、活動が進められる。以下に、これらの監督および評価作業に関する規定を記す。

- 欧州委員会は、各プロジェクトの実施を進捗状況の定期報告によって監督する
- 欧州委員会は、研究成果の利用および普及に関する計画書の実施を監督する
- 以上のため、欧州委員会を専門家が支援する。

(第 2 章第 19 条、第 20 条、第 27 条)

☆注意点

- 各コンソーシアムは、欧州委員会に定期報告を行わなければならない。そこでは、研究プロジェクトの進捗状況、助成金の使用状況、財務表等を提出しなければならない。
- プロジェクト終了時には、60 日以内に最終報告書を欧州委員会に提出しなければならない。

第 8 章 助成金の受給に係る規定

さて、ついで EU の助成金の受給資格およびその形態について見て行こう。重要なことは、一部の第三国、つまり国際提携パートナー国に属していない日本等の高所得国出身の法人組織は、FP7 のプロジェクトに参加可能だが、一定の条件を満たさない限り、EU から助成金を受給することができないことである。以下に、助成金に関する FP7 参加規定の諸条項を記す。

○助成金の受給資格

EU の助成金を受給できるのは以下の法人組織に限られる。

- EU 加盟国もしくは FP7 提携国内で設立された法人組織
- EU 法で設立された法人組織
- 欧州の利益を指向する国際組織
- 国際提携パートナー国で設立された法人組織

「欧州の利益を指向する国際組織以外の国際組織」および「FP7 提携国でもなく、国際提携パートナー国でもない第三国で設立された法人組織（日本、アメリカ等）」も、以下の諸条件のうち少なくとも一つを満たせば、EU の助成金を受け取ることができる。

- 特殊プログラムおよび作業プログラムにおいて、当該国が EU の助成金を受給できる旨が記されていること
- 当該国の法人組織のプロジェクト参加が、そのプロジェクトを実施するにあたって本質的であること（当該組織が持つ固有の経験や能力がプロジェクト実施に必要な場合）
- EU と当該国の間で科学技術協定が締結されているか、EU と当該国の間で他の協定等が締結されていること

（第 3 章第 29 条）

○助成金の支給形態および経費の認定

- EU の助成金は、適正なプロジェクト経費の全額あるいは部分に対して支払われる。助成金の実際の支給形態としては、a) 定額払い、b) 一括払い、c) 定額払いと一括払いの組み合わせの他、d) 奨学金、e) 賞金という形態も取りうる。作業プログラムあるいは公募が助成金の支給形態を定める。
- EU の助成金はプロジェクトの適正な経費を賄うが、利益を生むものであっては

ならない。

- プロジェクト経費が適正なものとして認められるには、以下の条件を満たさねばならない。
 1. 実費であること
 2. プロジェクト期間中に発生した費用であること（助成金契約で例外事項が明記される）
 3. 費用は、プロジェクト参加者の通常の会計および管理原則と実践に基づいて決定される。また費用は、当該プロジェクトの目標を達成し、見込まれる成果に到達することのみに使用されなければならない（節約、効率、有効性の原則に従わねばならない）
 4. 費用は、参加者の銀行口座に記録されなければならない。第三者が資金を支給される場合は、第三者の口座に記録されなければならない。
 5. 適正な経費として認められないものとしては、間接税、将来的な損失への備え等が挙げられる。

（第3章第30条、第31条）

☆注意点

- EU がプロジェクト経費の全額を支給可能か、また一定の割合だけ支給可能かは、プロジェクトの内容による。助成金支給額の上限に関しては、後述する。

○助成金の上限

- 研究技術開発活動に関しては、EU の助成金は最大で全適正経費の 50%まで支給される。だが、非営利公共組織、中等・高等教育機関、研究機関、中小企業の場合は、全適正経費の 75%まで支給される。
- セキュリティ関連の研究開発では、助成金は全適正経費の 75%まで支給される場合がある。
- 実験の証明を行う活動に関しては、EU の助成金は全適正経費の 50%まで受給できる。
- フロンティア研究活動、調整・支援活動、研究者の研修およびキャリアアップ活動に関しては、全適正経費の 100%まで EU から助成されうる。
- プロジェクトの経営管理活動（例えば、財政表の証明）やその他の活動は、全適正経費の 100%まで EU から助成されうる。その他の活動とは、研究者の研修およびキャリアアップ活動の枠組みには入らない研修活動、調整、情報交換サービス活動、研究成果の普及活動である。
- 定額払いもしくは一括払いで、助成金がプロジェクト全体に支給される場合に、上記の上限が適用される。

(第 3 章第 33 条)

○助成金の利用の定期報告

- 参加者は、適正経費、財政利益、受領書、必要な場合、財務報告書の証明に関する定期報告書を、欧州委員会に提出しなければならない。

- 1つのプロジェクト参加者になされた支払いが37万5000ユーロ以上の場合のみ、財務報告書の証明の提出が義務づけられる。プロジェクトの期間が2年以内の場合、財務報告書の証明は1つ以上要請されない。
- 一括払いもしくは定額払いによって全額支払われるプロジェクトに関しては、財務報告書の証明は要請されない。

(第3章第34条)

○ネットワーク・オブ・エクセレンス (NOE)

作業プログラムが、NOE に使用される助成金の形態を規定する。

- NOE 向けの助成金が一括払いで支払われる場合、NOE に属する研究者の数と研究期間に応じて、助成金は計算される。

(第3章第35条)

○助成金の支払いと分配、払い戻し

- EU 助成金は、プロジェクト参加者にコーディネーターを通して不相応な遅延なく支払われなければならない
- コーディネーターは、各参加者に分配されている助成金の取り分の記録を保存しなければならない。
- コーディネーターは、欧州委員会へ要請に応じて情報提供する義務を持つ。
- 欧州委員会は、払い戻し決定を採択することができる。

(第3章第36条・第37条)

○リスク回避メカニズム

欧州委員会は、プロジェクトが成功しなかった場合、EU が負担を負うことになるので、参加者向けに保証基金を設置する。

- 各々のプロジェクト参加者の財務責任はそれ自身の債務に限定される。
- EU に負わされるリスクに対応するために、欧州委員会は「参加者保証基金」を設立し、運営する。同基金から発生する財務利子は基金に付け加えられる。
- 一参加者の同基金への負担金は、その参加者に分配される EU 助成金の 5% を超えない。プロジェクト終了後に、同基金に預けられた助成金は全てコーディネーターを通して、各参加者に返却される。

(第3章第38条)

第9章 研究成果の普及・使用・アクセス権利等に係る規程

さて、FP7 参加規程は、研究プロジェクトの成果に係る権利や普及条件についても定めている。なお、同規定では「foreground」と「background」という言葉を使い分けている。前者は、研究プロジェクトによって生まれた成果を指し、後者は、助成金契約を締結する前に参加者によって保持されていた情報や知的財産権等である。本

報告書では、研究成果、プロジェクトの成果あるいは成果という場合、「foreground」を指し、「background」を背景情報と呼ぶ。特に、背景情報の保護は重要である。何故なら、研究コンソーシアムのパートナーから、プロジェクトの遂行に必要なだという理由で、自分の組織が固有に保持する技術情報等を要求される場合があるからである。研究パートナーと共有できない情報に関しては、コンソーシアム契約においてはっきりと明記しておいた方が良い¹⁴。なお知的財産権の問題に関しては、「欧州 IPR ヘルプデスク」というヘルプセンターが設けられ、情報提供を行っている¹⁵。

○プロジェクト成果の所有

- 一定の場合を除いて、プロジェクトの成果は、そのプロジェクトを実行した参加者に所有される。
- 以下の場合、プロジェクトの成果は EU が所有する。1) 事物やサービスを購入することで成立する調整・支援活動、 2) 独立専門家に関係する調整・支援活動
- もしプロジェクト参加組織内の作業員およびプロジェクトのために作業を行った他の者が、研究成果に対する権利を要求する資格がある場合、参加組織は助成金契約で定められた責務に応じて、それらの者がその権利を行使することを保障しなければならない。

¹⁴ この問題に関しては、本報告書第4部に収録したユビフランスとのヒアリング議事録を参考のこと。

¹⁵ <http://www.iprhelppdesk.eu/home>

(第 3 章第 39 条)

○プロジェクト成果の共同所有

- FP7 では、複数の法人組織がコンソーシアムの形態を取り、一つのプロジェクトに参加することが多いので、プロジェクトの成果を正確に各参加者に割り当てるのが難しい場合がある。その場合、プロジェクトの成果は参加者の共同所有となる。そのため、プロジェクト参加者は、助成金契約に応じて共同所有権の割当と行使に関する契約を結ばなくてはならない。
- 要請に応じて、欧州委員会は共同所有に係る契約に含まれるべき内容に関して、ガイダンスを行う。

(第 3 章第 40 条・第 41 条)

○研究成果の譲渡

- 研究成果の所有者は、一定の条件を満たす場合、それをいかなる法人組織にも譲渡することができる。
- プロジェクト参加者は成果の所有権を譲渡する場合、助成金契約に応じて、その成果に関する義務も譲受人に譲られる。
- 守秘義務：参加者がプロジェクト成果へのアクセス権利¹⁶を譲渡することを要求した場合、その参加者は他の参加者へ事前通知せねばならない。その際、新しい

¹⁶ アクセス権利については、後述する。

権利所有者に関する十分な情報を伝えなければならない。

- 他のいかなる参加者も、所有権の譲渡が自分のアクセス権利を侵害するという理由で、所有権の譲渡に抗議することができる。また、それによって、他の参加者が彼らの権利が侵害されることを証明する場合、関係する参加者が同意に達するまで、権利の譲渡は行われ得ない。
- 助成金契約において、FP7 提携国以外の第三国で設立された組織に所有権の譲渡もしくは独占ライセンスの付与される場合、欧州委員会にその旨を事前通知することを義務づけることができる。

(第 3 章第 42 条)

☆注意点

- アクセス権利とは、概して、他のパートナーの研究成果もしくは背景情報を利用する権利である。

○欧州競争力の保護と倫理綱領

欧州委員会は、FP7 提携国以外の第三国で設立された組織に研究成果の譲渡もしくは研究成果に関する独占ライセンスが譲渡あるいは付与される際に、それが欧州経済の競争力の発展と一致せず、もしくは倫理綱領あるいは安全保障上の配慮に対応しない場合、その譲渡および付与に抗議することができる。以上の場合、適切な安全防止策が適用され欧州委員会が満足しない限り、所有権の譲渡もしくは独占ライセンスの付与はなされない。

(第 3 章第 43 条)

○研究成果の保護

- プロジェクト成果が産業もしくは商業向けに応用できる場合、その所有者は自らの関心および他のプロジェクト参加者の関心を保護するために十分な方策を取らなければならない。
- 研究成果の所有者ではないプロジェクト参加者が正当な利益を求める場合、その参加者は不相応な大きな害を被っていることを示さなければならない。
- プロジェクト成果が産業もしくは商業向けに応用可能で、その権利所有者がそれを保護せず、またそれを他の参加者に譲渡しない場合、欧州委員会に情報提供されるまで、研究成果の普及活動は実施されない。以上のような場合、欧州委員会は、関係参加者の同意に基づいて、その研究成果を引き受け、十全で効果的な保護方策を取ることができる。関係参加者は、欧州委員会の介入によって、正当な利益が不相応に大きな害を受けることを証明した時のみ、同意することを拒否できる。

(第 3 章第 44 条)

○出版物等に対する明記義務

- 研究成果に関する出版、特許出願、他の普及活動において、その成果が EU による助成金によって生まれたものであると明記しなければならない。その際、視覚

イメージ等を用いてもよい。

- その明記の期限は助成金契約で定められるべきである。

(第3章第45条)

○研究成果の使用と普及

- プロジェクト参加者は、自らが所有する研究成果を使用すべきであるし、それが使用されることを保障すべきである。
- 各参加者は、所有している研究成果が可能な限り速やかに普及することを保障すべきである。もし参加者がこの義務を怠るならば、欧州委員会がその成果を普及させることができる。助成金契約は、この義務の遵守に関して、制限期間を設けることができる。
- 普及活動は知的財産権および守秘義務、研究成果の所有者の正当な関心の保護と相反してはいけない。
- 普及活動を行う前に事前通知を、他の関係する参加者にしなくてはならない。だが、もし通知を受けた他の参加者がその普及活動によって、自らの正当な利益を不相応に侵害されると考えるならば、その普及活動に抗議することができる。その場合、抗議を行う参加者の正当な関心を守るための方策が取られるまで、普及活動は行われぬ。

(第3章第46条)

○背景情報

- プロジェクト参加者は、契約書において、プロジェクトに必要となる背景情報を規定でき、必要な場合、特殊な背景情報を除外し、アクセス権利の対象から外すことができる。

(第3章第47条)

○研究成果へのアクセス権利

- 研究成果もしくは背景情報の所有者が同意しないかぎり、アクセス権利には二次ライセンスを付与する権利が含まれない。
- 他の全てのプロジェクト参加者が、アクセス権利を放棄することを確認する文書があれば、研究成果もしくは背景情報の独占ライセンスを付与することは可能である。
- プロジェクト参加者あるいは第三者に研究成果もしくは背景情報へのアクセス権利を与える同意は、他の参加者の潜在的なアクセス権利が保持されることを保障しておこなわれるべきである。
- プロジェクト参加者は、可能な限り速やかに背景情報へのアクセス権利の付与制限に関して、相互に情報を提供するべきである。
- ある参加者のプロジェクト参加が終了しても、助成金契約によって定められた期間と条件の下、他の参加者にアクセス権利を付与する義務にいかなる影響も与えない。

(第3章第48条)

○プロジェクト遂行のためのアクセス権利

- もしある参加者の研究成果へのアクセス権利が、他の参加者が当該のプロジェクトを実施するのに必要になる場合、その権利は他の参加者に与えられるべきである。以上の場合、アクセス権利は無料で他の参加者に付与されるべきである。
- もしある参加者の背景情報へのアクセス権利が、他の参加者が当該のプロジェクトを実施するのに必要になる場合、その権利は他の参加者に与えられるべきである。以上の場合、全参加者によって助成金契約の締結前に別段の合意がない限り、アクセス権利は無料で他の参加者に付与されるべきである。

(第3章第49条)

☆注意点

助成金契約を締結する前には、コンソーシアム契約を結ぶ必要がある。そこで、背景情報へのアクセス権利について明記する。

○研究成果の使用権

- 参加者は、自身の研究成果を使用するために必要な場合、研究成果へのアクセス権利を持つ。以上のアクセス権利は公正で妥当な条件の下、もしくは無料で付与されるべきである。
- 参加者は、自身の研究成果を使用するために必要な場合、背景情報へのアクセス

権利を持つ。以上のアクセス権利は公正で妥当な条件の下、もしくは無料で付与されるべきである。

- 助成金契約もしくはコンソーシアム契約で別段の規定がない限り、EU 加盟国もしくは FP7 提携国で設立された参加者の系列企業も、当該の参加者と同じ条件で研究成果および背景情報へのアクセス権利を持つ
- 以上のアクセス権利への要求は、プロジェクトの終了後、あるいは当該の背景情報および研究成果の所有者のプロジェクト参加終了後から 1 年以内になされうる。だが、関係する参加者は異なる期間制限に同意することもできる。

(第 3 章第 50 条)

以上、第 1 部では、FP7 への参加規程、参加手続きとプロセスと概観した。FP7 の特徴の 1 つは、研究コンソーシアムを構成し、海外の研究開発組織と提携して共同研究開発を行うことである。その際、特に注意しなければならないのは、知的財産権の保護である。これに関しては、関連の法律の専門家による支援が欠かせないものとなるだろう。また、FP7 への参加には、コンソーシアム契約および助成金契約を締結しなくてはならない上に、パートナー探しも必要である。本報告書第 4 部で我々が記すナショナルコンタクトポイントは、参加手続きに関して研究者を全面的に支援している。

第 2 部 FP7 ICT 部門作業プログラム

前章まで、FP7 への一般参加規定およびプロセスを見てきた。本章では、FP7 ICT 部門に固有の参加規定を見て行く。ICT 部門の公募は、特殊プログラムの「提携活動」で主に行われており、2 年毎に作業プログラムが作成されている。以下に、同作業プログラムにおけるプロジェクト参加に係る要項を見て行く¹⁷。

第 1 章 ICT 部門の公募時期と予算

FP7 における公募時期はテーマによって異なり、すでに公募 1・2・3、公募 4・5・6 が実施された。これらの公募によって募集されたプロジェクトはすでに採用され、実際に始動しているもの、また終了しているものもある。各公募の内容および採用の優先順位に関しては、ICT 作業プログラムで定められている。

- 2007-2008 年度作業プログラム 公募 1・2・3
- 2009-2010 年度作業プログラム 公募 4・5・6
- 2011-2012 年度作業プログラム 公募 7・8・9

公募 7 は 2010 年 9 月 28 日～2011 年 1 月 18 日、公募 8 は 2011 年 7 月 26 日～2012 年 1 月 17 日、公募 9 は 2012 年 1 月 18 日～2012 年 4 月 17 日にかけて実施される予定である。

¹⁷ ICT 部門の作業プログラムは現在まで 3 つ作成されている (2006 年-2008 年度、2009 年-2010 年度、2011 年-2012 年度)。現行の作業プログラムは、2011 年-2012 年度作業プログラムである。

以下が、公募 7・8・9 の予算割当の概要である。

- 公募 7 7億 7850 万ユーロ
- 公募 8 7億 8550 万ユーロ
- 公募 9 2億 9100 万ユーロ

第 2 章 ICT 部門の資金供与方式

本報告書第 1 部第 1 章で、FP7 で用いられる資金供与方式について記した。どんなプロジェクトも、同方式のいずれかによって助成金が支給される。ICT 部門では、以下の 4 つの方式が使用される。

● 共同研究プロジェクト

共同研究プロジェクトは、ICT 部門ではさらに a) 「小規模・中規模研究活動 (Small or medium-scale focused research actions : STREP)」、b) 「大規模統合プロジェクト (Large-Scale integrating projects : IP)」 の 2 カテゴリーに分けられる。a) にはより限定されたテーマのプロジェクトが入り、b) にはより包括的な研究プログラムを実施するプロジェクトが入る。これらは補完的な関係にあり、公募ごとに配分される予算が異なる。

a) STREP : FP6 における 1 つの研究プロジェクトに対する参加者数は、6 から 15 からであった。また EU の助成金支給額は、100 万ユーロから 400 万ユーロであり、平均で 200 万ユーロであった。期間に関しては、18 ヶ月から 3 年まで

のプロジェクトが多かった。

b) IP : FP6 における 1 つの研究プロジェクトの参加者数は、10 から 20 であり、また EU の助成金支給額は、400 万ユーロから 2500 万ユーロであり、平均で 1000 万ユーロであった。期間に関しては、3 年から 5 年までのプロジェクトが多かった。

- ネットワーク・オブ・エクセレンス (NOE) ¹⁸

- 調整支援活動

調整支援活動は、ICT 部門では a) 「提携活動 (Coordination Actions : CA)」と b) 「特定支援活動 (Specific support actions : SA)」の 2 つのカテゴリーに分けられる。

a. CA : 3 団体以上から構成されるコンソーシアムによって実施される。プロジェクトの主な内容は、各種イベントの組織、関連研究等である。

b. SA : 参加者が 1 団体のみでも実施されうる。主な内容は、枠組計画の実施を支援し、将来的な研究開発戦略の準備を行うことである。具体的には、査定活動やイベントの組織、情報提供活動等である。

- 共同研究プロジェクトと調整支援活動の組み合わせ (Combination of Collaborative Projects and Coordination and Support Actions : CP-CSA)

以上のように、ICT 部門の公募では研究開発活動だけでなく、調整支援活動も助成

¹⁸ 本報告書第 1 部第 1 章第 4 節を参考のこと。

の対象となる。

第3章 ICT 部門最新作業プログラムにおける公募概要

以下に、ICT 部門の最新作業プログラム (WP2011-2012) で示された公募の概要 (タイトル、時期、予算) を図版にして記す。

図版 1 WP2011-2012 における公募概要 (タイトル、時期、予算)

| タイトル | 時期 | 予算 (予定) |
|--|------------|----------------------|
| 課題 1 普及され、信頼されたネットワークとサービスインフラストラクチャー | | |
| 1 未来のネットワーク | 公募 8 | 1 億 6000 万ユーロ |
| 2 クラウドコンピューティング、サービスのインターネット、最先端ソフトウェアエンジニアリング | 公募 8 | 7000 万ユーロ |
| 3 モノのインターネット | 公募 7 | 3000 万ユーロ |
| 4 信頼できる ICT | 公募 8 | 8000 万ユーロ |
| 5 ネットワーク・メディアと検索システム | 公募 7 | 7000 万ユーロ |
| 6 未来のインターネット研究と実験施設 | 公募 7 および 8 | 4500 万ユーロ |
| 未来のインターネット・官民パートナーシップ (FI-PPP) ¹⁹ | | |
| 7 FI-PPP: 技術の基礎:未来のインターネットコアプラットフォーム | | 4100 万ユーロ |
| 8 FI-PPP: 利用ケースシナリオ | | 500 万ユーロ/各プロジェクト (第一 |

¹⁹ FI-PPP は、公共サービスのインフラストラクチャーとビジネスプロセスを、インターネットとコンピューティング能力を利用して改善することを目標とする公募である。この公募ではホーリスティックな方法を採用し、ICT インフラストラクチャー、デバイス、ソフトウェア等の全ての要素を、実際の利用環境でトライアルを行い、実験するとしている。

| | | |
|---|---------|------------------------------|
| と初期トライアル | | 段階)、1350万ユーロ/各プロジェクト(第二段階) |
| 9 FI-PPP: キャパシティビルディングとインフラストラクチャーサポート | | 300万ユーロ(第一段階)、1250万ユーロ(第二段階) |
| 10 FI-PPP: プログラムの促進とサポート | | 600万ユーロ |
| 合計 | | 6億2500万ユーロ |
| | | |
| 課題 2 知覚システムとロボット工学 | | |
| 1 知覚システムとロボット工学 | 公募7および8 | 1億5500万ユーロ |
| 合計 | | 1億5500万ユーロ |
| | | |
| 課題 3 部品とシステムへの代替パス | | |
| 1 最先端ナノ電子工学部品 | 公募8 | 6000万ユーロ |
| 2 スマート部品とスマートシステム統合 | 公募7および8 | 8000万ユーロ |
| 3 組み込みシステムの新しいパラダイム、複雑システム工学に向けたモニタリングとコントロール | 公募7 | 5000万ユーロ |
| 4 コンピューティングシステム | 公募7 | 4500万ユーロ |
| 5 コア・分散フォトニック技術 | | 1億1400万ユーロ |
| 6 伸縮、有機、広範囲電子工学とフォトニクス | 公募7 | 5000万ユーロ |
| 合計 | | 4億200万ユーロ |
| | | |
| 課題 4 デジタルコンテンツと言語のための技術 | | |
| 中小企業主導のデジタルコンテンツと言語 | | 3500万ユーロ |
| 言語技術 | 公募7 | 5000万ユーロ |
| デジタル保存 | 公募9 | 3000万ユーロ |
| インテリジェント情報管理 | 公募8 | 5000万ユーロ |
| 合計 | | 1億6500万ユーロ |

| | | |
|----------------------------------|------------|---------------|
| 課題 5 健康、高齢化、デジタル包括、ガバナンス | | |
| 1 個人健康システム | 公募 7 | 6000 万ユーロ |
| 2 仮想生理学人間 | 公募 7 および 9 | 6800 万ユーロ |
| 3 患者ガイダンスサービス、安全・ヘルスケア記録 | 公募 7 | 3500 万ユーロ |
| 4 高齢化およびより良い暮らしのための ICT | 公募 7 | 3700 万ユーロ |
| 5 スマート・パーソナライズされたデジタル包括 | 公募 7 | 3500 万ユーロ |
| 6 ガバナンスと政策モデリング | 公募 7 | 2500 万ユーロ |
| 合計 | | 2 億 6000 万ユーロ |
| 課題 6 低炭素経済のための ICT | | |
| 1 スマードエネルギーグリッド | 公募 8 | 3000 万ユーロ |
| 2 エネルギー効率化のための ICT | 公募 7 | 3500 万ユーロ |
| 3 効率の良い水資源管理のための ICT | 公募 8 | 1500 万ユーロ |
| 4 エネルギー効率の良い建物と公共空間 | | 2000 万ユーロ |
| 5 エネルギー効率の良い環境 | | 3000 万ユーロ |
| 6 低炭素マルチモードモビリティと運送 | 公募 7 | 5000 万ユーロ |
| 7 エネルギー効率の良い持続可能なモビリティのための提携システム | 公募 8 | 4000 万ユーロ |
| 8 完全電子自動車 | | 6000 万ユーロ |
| 合計 | | 2 億 8000 万ユーロ |
| 課題 7 企業と製造のための ICT | | |
| 1 スマートファクトリー | | 4000 万ユーロ |
| 2 新しい ICT 製品のための製造 | | 2000 万ユーロ |
| 3 仮想ファクトリーと企業 | | 4500 万ユーロ |
| 4 デジタルファクトリー | | 3500 万ユーロ |

| | | |
|--|----------|---------------|
| 合計 | | 1 億 4000 万ユーロ |
| | | |
| 課題 8 学習と文化資源アクセスのための ICT | | |
| 1 強化された学習のための技術 | 公募 8 | 6000 万ユーロ |
| 2 文化資源アクセスのための ICT | 公募 9 | 4000 万ユーロ |
| 合計 | | 1 億ユーロ |
| | | |
| 課題 9 未来・新興技術 (FET) | | |
| 1 新しいアイデアへの挑戦 | | 7500 万ユーロ |
| 2 中小企業のためのハイテク研究 | | 900 万ユーロ |
| 3 FET 若手研究者助成 | | 600 万ユーロ |
| 4 FET 研究の国際提携 | | 3 0 0 万ユーロ |
| 5 FET 大規模学際的研究 | | 1 0 0 0 万ユーロ |
| 6 FET 未来研究開発：無規約コンピューテーション | 公募 8 | 1 5 0 0 万ユーロ |
| 7 FET 未来研究開発：マルチレベル複雑システムの力学 | 公募 8 | 2 3 0 0 万ユーロ |
| 8 FET 未来研究開発：コンピューティングのエネルギー消費の削減 | 公募 8 | 1 5 0 0 万ユーロ |
| 9 FET 未来研究開発：ERA-NET-PLUS を含む量的 ICT | 公募 9 | 2 2 0 0 万ユーロ |
| 1 0 FET 未来研究開発：集団適応システムの基礎 | 公募 9 | 2 3 0 0 万ユーロ |
| 11 FET 未来研究開発：ニューロ・バイオに発想をえたシステム | 公募 9 | 2 3 0 0 万ユーロ |
| 1 2 FET 未来研究開発および国・地域の研究プログラムの促進ネットワークのためのサポート | 公募 7、8、9 | 8 5 0 万ユーロ |
| 13 エクサスケールコンピューティング、ソフトウェア、シミュレーション | 公募 7 | 2 5 0 0 万ユーロ |
| 1 4 グローバルシステムの科 | 公募 8 | 3 5 0 万ユーロ |

| | | |
|-----------------------------|---------|-------------|
| 学 | | |
| 合計 | | 2億6100万ユーロ |
| 課題10 国際提携 | | |
| 1 EU・ブラジル研究開発提携 | | 500万ユーロ |
| 2 EU・ロシア研究開発提携 | | 400万ユーロ |
| 3 国際パートナーシップ形成と対話サポート | 公募7および9 | 600万ユーロ |
| 合計 | | 1500万ユーロ |
| 課題11 水平活動 | | 1900万ユーロ |
| 1 事前調達を通じたより効率的で質の高い公共サービス | 公募8 | 500万ユーロ |
| 2 ナショナルコンタクトポイント間の提携 | 公募7 | 400万ユーロ |
| 3 拡大されたEUにおけるICT研究開発の提携支援補助 | 公募7 | 1000万ユーロ |
| 合計 | | 1900万ユーロ |
| 総計 | | 24億2200万ユーロ |

出典 EU

以上が、2011-2012年度作業プログラムにおける公募テーマ、時期、予算の概要である。

ところで、第2部第2章で見たように、2011-2012年度作業プログラムでは、研究開発活動だけではなく、参加組織の調整・提携活動を支援する活動についても助成を行っている（資金供与方式：「調整・支援活動」）。同作業プログラムにおいて、欧州と日本との提携活動についてまとめた記述はないが、幾つかのテーマに関しては、欧州と日本の提携活動の準備および実施が公募の達成目標として挙げられており、優

先して助成の対象となる。以下に、そのテーマについて記す。また、日本を含めた一定の第三国に予算を割り当てる公募テーマもあり、それに関しても一緒に以下に記す。

課題1 普及され、信頼されたネットワークとサービスインフラストラクチャー

1 未来のインターネット

「コグニティブ無線のような優先順位の高いテーマで、特にアメリカおよび日本との具体的な国際提携イニシアチブおよびプロジェクトの支援」が、2011-2012 年度作業プログラムで、「調整・支援活動」の達成目標として挙げられている。

2 クラウドコンピューティング、サービスのインターネット、最先端ソフトウェアエンジニアリング

「クラウドコンピューティング：特にデータポータビリティおよび相互運用性のための共通標準と、エネルギー効率のよいサービスの開発について、日本の組織との提携」が、2011-2012 年度作業プログラムで、「調整・支援活動」の達成目標として挙げられている。

3 モノのインターネット

「特に中国、日本、アメリカ、ブラジルとの具体的な国際提携イニシアチブおよびプロジェクトの準備」が、2011-2012 年度作業プログラムで、「調整・支援活動」の達成目標として挙げられている。

課題3 部品とシステムへの代替パス

1 最先端ナノ電子工学部品

「アメリカ、台湾、韓国、日本との国際提携」が、2011-2012 年度作業プログラムで、
« 調整・支援活動 »の達成目標として挙げられている。

6 伸縮、有機、広範囲電子工学とフォトニクス

「日本、韓国、台湾、アメリカとの焦点を絞った提携（相互に利益を享受可能な提携の可能性の特定と発展）」が、2011-2012 年度作業プログラムで、« 調整・支援活動 »の達成目標として挙げられている。

課題5 健康、高齢化、デジタル包括、ガバナンス

2 仮想生理学人間

« STREP »

この公募では、300 万ユーロまで、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドからの参加者に割り当てられる予定である。

課題6 低炭素経済のための ICT

7 エネルギー効率の良い持続可能なモビリティのための提携システム

「日本とアメリカとの情報および研究成果の交換、また国際標準とハーモナイゼーション」が、2011-2012 年度作業プログラムで、« 調整・支援活動 »の達成目標として

挙げられている。

以上から、欧州が日本に対して関心を持っているテーマを伺い知ることができるだろう。特にクラウドコンピューティングに関しては、日本の組織との提携についてのみ言及されており、日本への関心が高いと言える。

第4章 第三国との共同公募 —ブラジルとロシア—

FP7 では特定の非欧州国との共同公募も行っている。2011-2012 年度 ICT 作業プログラム（以下、2011-2012 作業プログラムと略す）では、ブラジルおよびロシアの組織と共同研究を実施するために、特別な公募を設置している。将来的に日本の組織が FP7 に本格的に参加することになった場合、両二国の場合のように、日本向けに共同公募を設置する可能性もあるだろう。以下にブラジルおよびロシア向け共同公募の概要を記す。

第1節 2011-2012 年度作業プログラムにおける共同公募の位置づけ

まず、ブラジルおよびロシアとの共同公募について詳しく見る前に、2011-2012 作業プログラムの構成を確認しておこう。同作業プログラムには、11 の分野が課題として特定されており、各課題はさらに下位テーマに分類される（前章の図版 1 を参考のこと）。ブラジルとロシアとの共同公募は、「課題 10：国際提携」に含まれる。

図版 2 2011-2012 作業プログラムの構成と予算配分

| | | 予算 |
|------|------------------------------|---------------|
| 課題 1 | 普及し、信頼されたネットワークとサービス インフラ | 6 億 2500 万ユーロ |
| 課題 2 | 認知システムとロボティクス | 1 億 5500 万ユーロ |
| 課題 3 | 構成部品とシステムへの代替パス | 4 億 200 万ユーロ |
| 課題 4 | デジタルコンテンツと言語のための技術 | 1 億 6500 万ユーロ |

| | | |
|-------|--------------------------|----------------|
| 課題 5 | 健康、高齢化、社会的一体性、管理のための ICT | 2 億 6000 万ユーロ |
| 課題 6 | 低炭素経済のための ICT | 2 億 8000 万ユーロ |
| 課題 7 | 企業と製造業のための ICT | 1 億 4000 万ユーロ |
| 課題 8 | 学習と文化資源のアクセスのための ICT | 1 億ユーロ |
| 課題 9 | 未来および新興技術 | 2 億 6100 万ユーロ |
| 課題 10 | 国際提携 | 1500 万ユーロ |
| 課題 11 | 水平アクション | 1900 万ユーロ |
| | 合計 | 24 億 2200 万ユーロ |

出典 EU

「課題 10：国際提携」の予算は 1500 万ユーロであるが、そのうちから、EU とブラジルとの共同公募には 500 万ユーロ、ロシアとの共同公募には 400 万ユーロが EU から拠出される見込みである。まだ予算額が少なく、今後の展開次第でより多くの予算が割かれて行く可能性がある。

第 2 節 ブラジル

EU とブラジルの共同公募は、課題 10 で実施され、正式名称は「ICT-2011.10.1 EU-Brazil Research and Development cooperation」²⁰である。以下に、EU とブラジルの共同公募の実施背景を示し、EU の作業プログラムに従って具体的な実施概要を記す。

共同公募実施の背景

EU とブラジルの外交の歴史は古く、1960 年に公式の外交関係が樹立されている²¹。特に近年では、2005 年に、EU とブラジルは科学・技術提携協定に調印しており、研

²⁰ http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm?fuseaction=usersite.FP7DetailsCallPage&call_id=377

²¹ http://eeas.europa.eu/delegations/brazil/eu_brazil/political_relations/index_en.htm

究開発に関して提携が本格的に開始されている²²。2007年5月にEUはブラジルと戦略的パートナーシップを締結することを提案し、2007年7月にはEU-ブラジルサミットを開催して、同パートナーシップは始動した。そこでは、多国間主義、気候変動、持続可能なエネルギー、貧窮対策、南米南部共同市場（メルコスル）の統合プロセス²³、南アメリカの安定と繁栄が主なテーマとなった。なお、EU-ブラジルサミットは年に一度開催されている。

2007年の戦略的パートナーシップの締結以来、ICT部門についても、EUとブラジル間で、研究開発分野、規制政策分野に関して対話が進められている。2009年10月のEU-ブラジルサミットで発表された共同声明では、FP7におけるICT部門の共同公募の開催について言及されており、同年11月には共同公募実施の決定が発表されている²⁴。この決定直前の2009年9月には、ブラジルのサンパウロでEUとブラジルの科学・技術省が共同でICT部門のワークショップを開催しており、200人以上の欧州およびブラジル当局者および研究者が集まり、ICT部門の提携活動について議論を交わしていた。ここでは、特に未来のインターネット、マイクロ電子工学とマイクロシステム、コントロールとオンボードシステム、電子インフラストラクチャーが将来的な共同研究の優先課題として取り上げられた。FP7におけるEUとブラジルの共同公募の実施は、2007年から開始された両者間の戦略的パートナーシップの文脈に位置

²² <http://ec.europa.eu/research/iscp/index.cfm?lg=en&pg=brazil-4>

²³ 南米南部共同市場に関しては、外務省の記事を参考のこと。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/gaiyo.html>

²⁴ http://eeas.europa.eu/delegations/brazil/eu_brazil/information_society_media/index_en.htm

づけられる。

共同公募における研究分野

2011-2012 作業プログラムでは、以下の 4 つの研究テーマが EU とブラジルの共同公募のテーマとして記されている。

1. マイクロ電子工学とマイクロシステム
2. ネットワーク化されたモニタリングおよびコントロールシステム
3. 未来のインターネット —実験施設
4. 未来のインターネット —セキュリティ
5. e インフラストラクチャー

各研究テーマに対して、1 つのプロジェクト案が助成される。つまり、1 テーマに対して、2 つ以上のプロジェクト案が採用されることはなく、最大で 5 プロジェクトが実施される。

予算

- EU から 500 万ユーロとブラジルの科学・技術省から 500 万ユーロ
- 同公募の助成スキームは、共同プロジェクトの小規模・中規模研究活動 (STREP) である。
- 欧州からの参加者に対しては、FP7 から助成金が拠出され、ブラジルからの参加者に対しては、ブラジル当局から助成される。

公募期間

2010 年 9 月 28 日～2011 年 1 月 18 日

締め切り日は、EU からの参加者およびブラジルからの参加者にとって同日である。

参加資格

欧州から少なくとも独立した 3 法人組織がコンソーシアムを形成する必要がある。

各組織は EU 加盟国あるいは FP7 提携国で設立され、それらの 2 つが同一の EU 加盟国あるいは FP7 提携国で設立された組織であってはならない。

付加条件

- ブラジルの組織と提携しないプロジェクトは、公募において採用されない
- プロジェクトの実施期間は 30 ヶ月を超えるべきではない。
- EU からの助成金は各プロジェクトにつき、150 万ユーロを上限とする。

プロジェクト案の審査プロセス

- 提出されたプロジェクトは、審査を一度受ける（二次審査は実施されない）。
- プロジェクト案は、欧州とブラジル両者の専門家を含むパネルによって審査される。
- プロジェクト案は匿名で審査されない。

審査基準等

- 審査時に、各プロジェクト案は、科学・技術の質、実行性、インパクトの 3 ポイントについて評価される。各ポイントは 5 点満点で、3 点以上取らなければならない。また 3 ポイント合計 15 点のうち 10 点以上獲得することが求められる。
- EU とブラジルの提携を強化するために、両者の間でバランスが取れ、提携された研究活動を含む研究プロジェクト案は、より評価の対象となる。

プロジェクト案の提出条件

- EU からの申請者は、EPSS によってプロジェクト案を提出しなければならない。
ブラジルからの申請者はブラジル当局の要請に従って、プロジェクト案を提出する。
- EU が受理したプロジェクト案のレジュメは、ブラジル当局に対しても公表されなければならない。

プロジェクト案の提出後の手続き

- プロジェクト案は 2011 年 2 月に審査済み。
- 参加組織は助成金契約を締結するために、EU およびブラジルで平行して交渉を行う（欧州からの参加者は EU と契約を結び、ブラジルからの参加者はブラジル当局と契約を結ぶ）

コンソーシアム契約

欧州からの参加者は、助成金契約を結ぶ前に、互いにコンソーシアム契約を締結しなければならない。

提携契約

欧州からのプロジェクト参加者は、ブラジルからの参加者と提携契約を結び、プロジェクト案と一緒に提出する必要がある。

公募結果

共同公募の際に、実際どのようなプロセスがあったのかについては、詳細な情報がインターネット上では公表されていない。だが、EU のインターネットサイトで、研

究プロジェクトが1つ採用されたことが現在確認できる（2011年6月末）²⁵。同サイトでは、ブラジルからの参加組織については記されていないが、全部で欧州とブラジルから全部で9組織が参加することが決定している。

EU・ブラジル共同公募の採用プロジェクト

| | |
|---------------------|--|
| タイトルおよび略称 | Monitoring and control frameworks (BEMO-COFRA) |
| コーディネーター | フラウン・フォーハー応用研究協会（ドイツ） |
| 研究期間 | 2011年9月1日～2014年2月28日（30ヶ月間） |
| 欧州側予算（EU拠出分） | 129万ユーロ（100万ユーロ） |
| EU参加組織出身国 | フィンランド、スウェーデン、イタリア、デンマーク |
| 研究分野および内容 | ネットワーク化されたモニタリングおよびコントロールシステム （大規模複雑システムのネットワーク化されたモニタリングおよびコントロールを可能にする分散フレームワークの研究開発） |

第3節 ロシア

ついで、EUとロシアとの共同公募の概要について見て行きたい。公募正式名称は、

²⁵ http://cordis.europa.eu/fetch?CALLER=PROJ_ICT&ACTION=D&CAT=PROJ&RCN=99337
http://cordis.europa.eu/fetch?CALLER=FP7_PROJ_EN&ACTION=D&DOC=2&CAT=PROJ&QUERY=0130d2392558:8796:670830e7&RCN=99337

「ICT-2009.10.2 EU-Russia Research and Development cooperation」である²⁶。EU とロシアの共同公募概要は EU とブラジルの共同公募と多くの点で同じなので、主に異なる点のみ以下に記す。

共同公募実施の背景

EU とロシアは地理的に近いことから、両国の多くの研究者が共同研究を行っている。2000 年には、EU とロシアの間で、「科学・技術提携協定」が締結され、2003 年、2009 年に更新されている。同協定の下では、省庁レベルで、定期パートナーシップ評議会および EU-ロシア共同科学・技術提携委員会が設置されている。そして、幾つかの優先的な科学技術分野（ナノ技術・新素材、健康、食料・農業・バイオ技術、非原子力エネルギー、核分裂、航空、ICT）に関しては、EU とロシア共同のテーマ別研究作業グループが設置されている²⁷。2009 年に更新された科学・技術提携協定の下で、ICT 部門の新しい作業グループが設置されることが決定された。これは、FP7 における共同公募を含め、ICT 部門の EU とロシアの新しい提携関係について意見を交わすことが目的であった。なお、2009 年には同年から 2011 年までの科学・技術提携ロードマップが作成されている。

EU の枠組計画にロシアの研究者は積極的に参加している。特に FP6 に関しては、ロシアは EU から最も助成金を支給された第三国であり、合計で、450 以上のロシア

²⁶

http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm?fuseaction=UserSite.CooperationDetailsCallPage&call_id=329

²⁷

http://eeas.europa.eu/delegations/russia/eu_russia/fields_cooperation/science_technology/index_en.htm

の研究組織が、309の共同プロジェクトに参加し、EUから5000万ユーロに近い助成金を受給している（ICT部門だけでなく、全ての研究分野で）。ロシアのFP7への参加も非常に積極的で、最初の2年間（2007年と2008年）で、235の研究組織が136の共同プロジェクトに参加し、約2900万ユーロの助成金が支給されている。

ICT部門に関しては、EUの情報社会・メディア総局がロシアのFP7への参加を推進するために、FP7に関する情報提供を行うイベントを2009年までにロシアで3回行っている（2007年、2008年、2009年）。FP6では、ロシアはICT部門の40プロジェクトに参加したが、FP7の公募1～3²⁸では9プロジェクトに参加している。ICT部門の助成金に関しては、FP6では490万ユーロで、FP7公募1～3では170万ユーロ支給されている。

また、ICT部門のEUとロシアの提携を推進させる支援組織として、現在まで以下の5つの組織が設置された。

- ADMIRE-P 2002年11月から2005年4月 FP5 ICT部門における提携の推進
- SITE 2004年7月から2006年12月 FP6 ICT部門におけるEUとロシアの研究者の提携を推進する
- RECIST 2005年7月から2007年12月 FP6 ICT部門へのロシア研究者の参加を推進する

²⁸ FP7の公募1～3は2007年から2008年に実施された。

- NESTER 2006年4月から2008年8月（特にネットワーク化された組み込み・コントロールシステム分野の提携研究を推進する）
- ISTOK 2006年12月から2008年8月

現在は、ISTOK を ISTOK-SOYUZ²⁹ という組織が引き継ぎ、EU とロシアの提携を推進する活動を行っている（2009年1月から2011年6月まで）。

共同公募における研究分野

以下の3テーマが2011-2012作業プログラムで記されている。

- プログラミングモデルとランタイムサポート
- 高性能コンピューティングのための性能分析ツール
- 最適化、スケラビリティ、ポーティング

各研究テーマに対して、1つのプロジェクト案が助成される。つまり、1テーマに対して、2つ以上のプロジェクト案が採用されることはなく、最大で3プロジェクトが実施される。

予算

- 400万ユーロ（EUからの拠出分）
- 200万ユーロ（ロシアの教育・科学省からの拠出分）

EU とロシアの拠出金は同等ではない。

公募期間

- 2010年7月20日開始

²⁹ www.istok-ru.eu/

- 2010年9月4日締め切り（EUからの参加者向け）
- 2010年9月8日締め切り（ロシアからの参加者向け）

公募締め切りは、実際には2010年11月12日に延期された。この延期に関して、ロシア側は予算の修正および編成のために、2010年11月頭まで公募を実施できないと理由を説明している。

付加条件

- プロジェクト実施期間は、24ヶ月を超えてはならない。
- EUからの助成金は、各プロジェクトに対して、150万ユーロを超えてはならない。

公募結果

ブラジルとの共同公募の場合と同じように、ロシアの共同公募の際に、実際どのようなプロセスがあったのかについては、詳細な情報がインターネット上では公表されていない。だがEUのインターネットサイトで、研究プロジェクトが1つ採用されたことが確認できる³⁰。なお同サイトでは、ロシアから参加組織については記されていない。

EU・ロシア共同公募採用プロジェクト

| | |
|-----------|---|
| タイトルおよび略称 | Holistic performance system analysis-EU (HOPSA-EU) |
|-----------|---|

³⁰

http://cordis.europa.eu/fetch?CALLER=FP7_PROJ_EN&ACTION=D&DOC=2&CAT=PROJ&QUERY=0130d23a450d:c8b4:3c8fb6f7&RCN=99283
http://cordis.europa.eu/fetch?CALLER=PROJ_ICT&ACTION=D&DOC=5&CAT=PROJ&QUERY=0130d5df8cbe:4b8b:0b7de3ab&RCN=99283

| | |
|-----------------------|--|
| コーディネーター | ヘルムホルツ協会ユーリッヒ研究所（フランス） |
| 研究期間 | 2011年2月1日-2013年1月31日（24ヶ月間） |
| 欧州側の予算（EU 拠出分） | 193万ユーロ（140万ユーロ） |
| 欧州参加組織出身国 | スウェーデン、ドイツ、スペイン |
| 研究分野および内容 | 高性能コンピューティングのための性能分析ツール （アプリケーションとシステム調整のための統合診断インフラストラクチャーの開発） |

以上、EU とブラジルおよびロシアの共同公募の概要について見てきた。注意点としては、作業プログラムにおいて、共同公募の審査は二カ国合同で実施され、匿名で審査されないと明記されており、一般の FP7 の公募審査と事情が異なることである。通常 FP7 の書類審査は、各国から選任された審査員からなる審査委員会で、匿名で実施されているが、共同公募では審査は匿名ではない。

第4部 ナショナルコンタクトポイントおよび アイデアリスト

第4部では、EU加盟国およびFP7提携国内に設置されたFP7のナショナルコンタクトポイント（以下NCPと略）およびアイデアリスト（IDEAL-ist）の概要について記す。

第1章 ナショナルコンタクトポイントとアイデアリストの 概要

第1節 ナショナルコンタクトポイント（NCP）

NCPは、各国政府によって設立され、資金を支給されており、EUのFP7および「競争力・技術革新枠組計画（Competitiveness and Innovation Framework Programme：CIP）」³¹、「構造基金および結束基金」³²に関して情報提供を行っている³³。NCPでは、これらの助成金の申請者に対して、個別に支援を行い、実践的な情報を提供する。これには公募手続きに関する質問に答えること、研究パートナー探しの支援等も含まれる。NCPのシステムおよび形態は、国によって異なり、一極集中的なシステムを形成する場合もあれば（1つの機関に全てのNCPを集中させる）、フ

³¹ CIPは、主に中小企業を対象とし、技術革新に関わる活動を財政支援する方策である。予算は、2007年から2013年にかけて、36億ユーロの予定である。

³² 構造基金および結束基金は、主にEU圏内の地域格差を解消するために設けられた基金である。

³³ http://cordis.europa.eu/fp7/get-support_en.html

ランスのようにコンソーシアムを形成する場合もありうる。また、NCP の業務は各国の行政機関や大学、研究開発機関、またその他の特殊な団体が担うことが多い。

第 2 節 イデアリスト (IDEAL-ist)

イデアリストは、1996 年に設立された ICT 部門の研究開発パートナーサーチネットワークであり、各 NCP を提携させ、強化する役割を持つ³⁴。現在 EU 加盟国、非加盟国に、各国の ICT 部門の NCP 等合わせて、70 パートナーを持つ。FP7 から資金を支給されている。

イデアリストの最大の特徴は、FP7 における研究開発パートナーを探すオンラインサービスを提供していることである。このサービスは、FP4 の際に作られ、段々と強化されてきている。。

我々は、NCP による FP7 参加支援活動を調査するために、フランスのユビフランスおよびテレコム研究院でヒアリング調査を実施した。これにより、実際に NCP が行っている活動や NCP の構成等が明らかになった。以下にその議事録を掲載する。

³⁴ <http://www.ideal-ist.net/about-ideal-ist>

ヒアリング議事録

1) ユビフランス

ヒアリングの目的

近年来欧州の研究開発助成スキーム「第7次枠組計画」(以下 FP7 と略) に注目が集まっており、現在日本も共同公募の実施を検討している最中である。FP7 に参加するためには多くの手続きおよび契約を必要とするため、欧州各国には、FP7 への参加を支援する機関としてナショナルコンタクトポイント (以下 NCP と略) が設置されている。本ヒアリング調査では、ユビフランスに設置された ICT 部門 NCP 担当者クレール・フェルテ氏に、NCP の業務について伺った。

先方 (○)

ユビフランス (UBIFRANCE) ³⁵

FP7 ICT 部門 NCP 担当 : クレール・フェルテ氏 (Claire Ferté)

当方 (△)

NICT 事務所所長 : 藤田 清太郎

NICT 事務所 : 加賀 円

ONOSO 研究員 : 小野 浩太郎

日程

2011 年 6 月 8 日

³⁵ ユビフランスは、フランスの経済・財政・産業相および貿易担当国務長官、経済・財政・産業省財務総局の下に置かれている公共機関である。

参考 : <http://www.ubifrance.fr/default.html>

場所

パリ（先方事務所）

ヒアリング概要

ユビフランスとは何か

（△）まず、ユビフランスとはどのような機関であるか教えてほしい。

（○）ユビフランスはフランス企業の海外進出を支援する公共機関である。ユビフランスは海外 46 カ国に展開しており、日本には東京と大阪に事務所を置いている。人員規模は世界中で 1200 名ほどであり、フランスでは約 500 名が働いている。海外事務所では、派遣されたフランス人とともに現地国で雇用された者が業務に当たっている。

（△）なぜユビフランスに ICT 部門の NCP が設置されているのか。

（○）ユビフランスは経済・財政・産業省の下に設置された機関で、ICT は同省の管轄に入るので、ICT 部門の NCP がユビフランスに置かれている。またユビフランスの前身機関であるフランス貿易庁に、ICT 部門の NCP が設置されていた経緯があり、それを現在まで引き継いでいる。

NCP のポストに就いた経緯

（△）なぜあなたが NCP 業務を担当することになったのだろうか。

（○）以前、ユビフランスの NCP 担当者のアシスタントとして働いていた。その担当者が定年退職することになり、私がポストを引き継ぐことになったのだ。その担当

者が退職した際に、政府が担当者を募集し、私が応募した。

(△) NCP のポストを得るには試験を受ける必要があるのか。

(○) そのようなことはない。だが欧州のプロジェクトに関して、一定の知識を持っている必要があり、できれば ICT 部門についてよく知っている必要があるだろう。

私は大学院でプロジェクト管理の講義を受講していた。理想的には、科学技術の知識を持ち、研究開発の内容まで理解できる人が NCP の業務に適任であるが、実際にはそのような人物を見つけるのは難しい。研究者自身が NCP になる場合、国際プロジェクトや国内の公募プロジェクトに応募した経験がある人がいいだろう。

NCP の地位、構成、資金

(△) あなたは、フランスにおける ICT 部門 NCP の業務を一人で行っているのだろうか。

(○) そうではない。フランスの ICT 部門の NCP は 6 つの組織からなるコンソーシアムを形成している。私はその中でコンソーシアムの提携・調整活動を担当しており、NCP コンソーシアム全体の主要な業務を引き受けている。他のコンソーシアムのメンバーのほとんどが研究開発機関である³⁶。メンバーの 1 つであるオゼオは研究開発機関ではなく、中小企業支援を担当している。ユビフランスは研究機関ではないので、

³⁶ 他のメンバーは、オゼオ（中小企業支援を目的とする公共機関）、国立科学研究センター（CNRS）、原子力エネルギー・代替エネルギー庁（CEA）、大学学長会議、テレコム研究院、国立情報学・自動制御研究院（INRIA）である。このネットワークには、間接的にはフランスの ICT 部門あるいは ICT 部門を持つ全公立研究機関が含まれる。各研究開発機関あるいは代表団体が NCP を持ち、ユビフランスとオゼオとともにコンソーシアムを形成している。

研究開発分野で中立的な立場を取る。なおユビフランスでは、私一人が NCP の業務に当たっている。

FP7 のプログラムは全部で 21 のカテゴリーに分かれ、エネルギー、環境、原子力、中小企業支援等と同様に、ICT 部門はそのうちの一つを構成している。よって、21 の NCP が存在するが、どのカテゴリーの NCP もコンソーシアムを形成している。フランスの NCP 全人員は 100 名ほどである。

なお「ユーロスフェール」というインターネットサイト³⁷で、FP7 の公募概要やフランスの全 NCP に関する情報(NCP 担当者の連絡先を含む)が公表されているので、参考していただきたい。

(△) フランスで NCP の活動を行う組織は、全て公共機関であるのか。

(○) NCP のほとんどが公共機関である。これは高等教育・研究省が NCP を指名することに由来する。非営利組織である「協会」という地位を持つ組織も、NCP の活動を行う場合があるが、民間企業は NCP はなっていない。

(△) NCP の活動に誰が資金を供給しているのか。

(○) 高等教育・研究省である。ユビフランスを NCP に指名したのは、同省であるからである。EU が NCP を指名するのではない。EU は加盟国に NCP を設置することを要求するが、一定の機関を NCP として指名することはない。

同省からの資金は助成金の形態を取り、NCP の活動に必要な経費（交通費等）を

³⁷ <http://www.eurosfair.eprd.fr/7pc/ict/>

賄うだけであり、人件費には関わらない。だいたい一年間で、1万ユーロから1万2000ユーロであり、多いとは言えない。私はNCP以外の業務をユビフランスでしており、給料はユビフランスから支払われている。

他方で、我々は他国のNCPと提携して活動している。このような国際的な提携活動に関してはEUから資金が供給されている。支給額は、活動に係る経費と時間による。例えば、「イデアリスト (IDEAL-ist)」³⁸関連のイベントを開催したら、それに係る費用およびイベントの開催時間とその後を書く報告書の作成に係る時間をEUに報告し、その分経費が支給される。

(△) FP7の公募採用率は20%未満だと聞いているが、この採用率を挙げるとNCPにはより多くの資金が支給されるようにならないのだろうか。

(○) そのようなことはない。我々の活動は採用結果に比例して、多くの助成金を支給されているのではない。

だが、我々と異なりオーストリアでは、全てのNCPが集められ、1つの独立した組織を構成しており、政府から全体で多くの予算が与えられている。彼らの場合は、採用率を伸ばすようにノルマ等が課せられているようだ。

NCPの業務

(△) NCPの主な業務に関して教えてほしい。

(○) NCPの主な業務は情報提供である。まず、NCPはフランスの組織の関心を高

³⁸ イデアリストについては後述する。

めるための活動を行っている。例えば、EU からの情報をインターネットサイト（ユーロスフェール等）で公表すること、パリを含むフランス全土で情報提供を目的とするイベントを開催すること、ニュースレターを配信すること、ホットラインセンター業務（FP7 への参加資格や事務手続きに関する質問への対応）を行っている。また、研究者が作成した FP7 のプロジェクト案を、欧州委員会に提出する前に読み、文章の修正等、助言活動を行っている。これに関しては、NCP 内の専門家が業務に当たることがある。以上の他、EU の助成金は FP7 だけでなく、「競争力・技術革新枠組プログラム（CIP）」³⁹や「構造基金」もあるので、EU の助成金を受給したい組織に対して、どの助成金に申請すべきか助言することがある。

以上が NCP の活動の大部分を占めるが、他には、研究コンソーシアムのパートナー探しも支援している。これには、イデアリストというオンラインプラットフォームを利用する⁴⁰。研究プロジェクト案を持つ組織は、このプラットフォームにプロジェクト案を挙げ、パートナーを募集することができる。この際、ユビフランスがその組織の要求に応じてプロジェクト案をプラットフォームに挙げることになるが、そのためにはユビフランス以外の 3 つの NCP の同意が必要となる。よって、我々はその同意を得られるように、プロジェクト案の書き方を教えたり、文章を修正したりする。その後初めて、NCP はプロジェクト案をオンラインプラットフォームに挙げる事が許され、他の NCP やパートナー探しをしている組織がそれを見ることが可能にな

³⁹ CIP は EU の主に中小企業の研究開発支援を目的としたプログラムである。

<http://ec.europa.eu/cip/>

⁴⁰ <http://www.ideal-ist.net/>

る。

(△) イデアリストには誰もがアクセスできるのだろうか。

(○) そうだ。誰もが情報を得ることが可能であるし、検索サービスを利用して研究パートナーを探ることができる。また、関心のあるプロジェクトを見つけたら、そのプロジェクトを作成した研究組織に、プラットフォーム上から直接連絡することができる。

(△) どのような情報提供を求められることが多いか。

(○) それは公募の時期による。例えば、公募が開始される前には、次にどのような公募が行われるのかということについての問い合わせ（予算等）が多く、公募終了後は公募の結果への問い合わせが多い。また、欧州委員会の情報社会・メディア総局に連絡を取りたい組織から、担当者の連絡先を求められることも多い。

(△) 詳しい応募結果はどこかで公表されないのだろうか。

(○) 公表されることはない。欧州委員会は、各研究プロジェクトのコーディネーターに公募の採点結果を通知する。だが、通知される結果にはプロジェクトの点数等、簡略的な評価が記されているのみである。通知はプロジェクトが採用されるかどうかを知らせるものではない。よって、各コーディネーターは NCP に採用の是非について問い合わせる必要がある。

(△) フランスの組織の FP7 公募採用数を増加させるために、あなた方はどのような

活動を行っているだろうか。

(○) 例えば、フランスの各研究組織をよく訪問している。特に最近では FP7 の公募で採用されなかった研究者を訪れ、不採用の理由をその研究者と検討している。

(△) どのように不採用の理由を検討するのだろうか。

(○) ユビフランスのような NCP のコンソーシアムの調整役には、欧州委員会から各応募者が審査の際に得た点数やプロジェクト案に関するコメントが送られてくる。それを基に不採用だった研究者と改善点について検討する。

また先ほども触れたように、NCP が事前にプロジェクトを読み、審査に通りやすくなるように、プロジェクトの書き方について応募者に助言を行う。プロジェクトの冒頭に記す要約（1200 字以内）の書き方はとても重要である。何故なら、審査員はまずそれを読み、プロジェクトを判断するからである。100 ページ以上あるプロジェクトの最後まで読まない、その研究の有用性がよく伝わらないというような書き方は審査に通りにくい。よって、特に我々はプロジェクトの要約の書き方について助言を行い、またプロジェクト発案者と一緒に書くこともある。研究者はプロジェクトの細部にこだわりすぎる傾向があり、第三者に事前に見せる必要があると思われる。最近では以上のようなより焦点の絞った活動を行うようになった。

(△) NCP は欧州委員会あるいはフランス政府に対して義務を持つだろうか。

(○) 2 つ義務がある。1 つは、フランスの高等教育・研究省に助成金の用途等を含む報告書を提出する義務である。我々は同省から助成金を支給されているから同義務

が発生している。EU に対しては、アイデアリスト関連の活動に関して報告書を提出する義務がある。アイデアリストの活動は、他国の NCP とともに EU から資金を供給されているからである。

(△) NCP が集まる会議やイベント等は開催されているのだろうか。

(○) 欧州委員会は NCP を集めたイベントや説明会を行っている。だが、その形態は担当総局毎に異なる。例えば、私たちの担当局は欧州委員会の情報社会・メディア総局であるが、同局は公募が開始される前に必ず NCP 向けの説明会を開催している。そこでは、同局の各研究プロジェクト担当官が公募の内容や採用基準について説明する。以上とは別に、欧州委員会は NCP 向けのイベントも開催している。前回は先月 20 日ブダペストで行われた。また情報社会・メディア総局は NCP 向けにニュースレターを配信している。

(△) FP7 に参加したい中小企業も多いと思うが、中小企業を専門に担当する NCP は存在するのだろうか。

(○) オゼオが中小企業向けの NCP の業務を担当している⁴¹。オゼオは FP7 だけでなく、EU の中小企業向けの研究開発プログラムに関する情報も提供している。また同 NCP は、中小企業向けに FP7 参加に関する教育研修も行っている。

⁴¹ オゼオは ICT 部門の NCP コンソーシアムのメンバーであるが、また逆にオゼオが調整役を勤める中小企業支援の NCP のコンソーシアムには、ユビフランスが ICT 担当として参加している。

NCP を設置する場合の助言

(△) EU 外の第 3 国が国として FP7 へ参加することが決定し、NCP を設置することになったとしたら、どのようなことに注意すれば良いだろうか。助言をいただきたい。

(○)NCP の構成には様々な場合がありうる。例えば、フランスでは ICT 部門の NCP はコンソーシアムの形態を取っており、複数の人間が業務に当たっている。我々は 1 年に少なくとも 2 回は他のカテゴリーの NCP 担当者と会議を開いている。彼らと常に一緒に活動しており、お互いによく知っている。各担当者は NCP の業務だけでなく、その者が属する組織の業務も行っている。例えば、私は NCP の業務だけでなく、ユビフランスの別の業務も行っている。だがもし NCP の業務だけを行うポストを置かなければ、担当者の人数を減少することができるだろう。また、オーストリアでは、全てカテゴリーの NCP を 1 つの機関に組織した。それにより、例えば、ICT 部門の NCP 担当者が中小企業支援の NCP 担当者との連絡が取りやすくなるだろう。どのように NCP を組織するかはその国次第である。オーストリアのように組織した方が NCP の活動がより効率のいいものとなるかもしれないが、我々は我々で問題なく業務をこなしている。

NCP の業務は、公募の段階等によって増減することにも注意した方がよい。公募開始前には、公募の内容について多くの質問が来るし、その後はあまり問い合わせが来ない。公募の終了後には、公募の結果に対しての問い合わせが多いただろう。それに

夏期休暇は、欧州委員会は完全に閉まっているので、業務が減少する。もうすぐ FP7 が終了し、FP8 が開始される可能性があるが、その際には情報提供等の業務が非常に多く、より多くの時間が必要となる。現在 FP7 に関しては、NCP も業務に慣れてきたので、業務にかける時間が短くなった。

また、NCP のカテゴリーの 1 つには、研究開発部門区別を超えて、事務手続きや契約の法手続きの情報提供および支援を専門に行う NCP がある。この NCP は非常に重要であり、関連の法律に熟知し、できれば欧州について知識のある法律家はその業務に当たるべきである。フランスでは、国家研究・技術協会（ANRT）⁴²にこのカテゴリーの NCP が設置されている。

FP7 の諸契約に関する助言

（△）FP7 に参加するには幾つか契約を結ばなければならないが、契約に関して、EU と FP7 参加者、もしくはコンソーシアムのパートナーの間で係争あるいは何らかの問題が生じることはないだろうか。

（○）問題は頻繁に生じる。FP7 の全てのプロジェクトはそれぞれ欧州委員会に担当官を持つが、EU と FP7 参加者の間では、この担当官の方針によって問題が生じうる。例えば、この担当官が様々な規則やスケジュールを厳格に遵守する人である場合とそうでない人である場合では、事情が異なる。実際の研究開発が、初めに提出したプロジェクト通り進まないこともありうるだろう。このような場合、EU と FP7 参加者の

⁴² <http://www.anrt.asso.fr/>

間で問題が生じうる。

また、コンソーシアムのパートナー間でも、あるパートナーに対して責務を十分に果たしていない等と批判する組織もあるだろう。さらに、パートナー間でどのように EU から支給された助成金を分配するかということも問題になりうる。FP7 では、研究プロジェクトの調整責任者にまず助成金が渡され、ついで、同責任者が各パートナーに分配することになる。研究開発開始後すぐに分配した方がいいのか、それとも開始してしばらく経ってから、つまり一定程度研究が進んだ後、その結果を見て分配した方がいいのかについてはよく考えなくてはならないだろう。以上のような場合、その研究プロジェクトの調整責任者が欧州委員会を通さずに問題解決に当たるべきである。そうでなければ、調整責任者が責任を果たしていないと欧州委員会にみなされるだろう。

また、日本の組織が欧州のプロジェクトに参加することになった場合、初めの契約の際に、パートナーと共有したくない技術や知識の情報を明確にしておく必要がある。欧州の研究パートナーが、共同プロジェクトの実行に必要であるという理由で、日本の組織にその組織が固有に持つ技術情報等を要求してくる可能性がある。よって、契約において、日本の組織が研究パートナーと共有できる技術情報と共有できない情報を明記しておく必要がある。以上のために、専門の法律家の支援が必要不可欠になるだろう。

FP7 の知的財産権の問題に関しては、知的財産権ヘルプデスク (IRP ヘルプデスク)

43という組織が別に設立されているので、そこに問い合わせていただきたい。

FP7 におけるロシアおよびブラジルの共同公募

(△) 現在 FP7 ではロシアおよびブラジルとの共同公募が開始されているが、同公募へのフランスの研究組織の反応がいかなるものであったかお知りならば教えていただきたい。

(○) この共同公募にフランスから幾つの組織が参加したのか等の情報が我々のもとにはなく、この質問にお答えすることはできない。

FP7 参加者の報告義務

(△) FP7 参加者はプロジェクト開始後、欧州委員会にプロジェクトの進捗状況等を報告する義務を持つが、それは一年に何回ほどを行うことが義務づけられているのか。

(○) 報告の回数については、FP7 参加者が欧州委員会とともに決定する。まず参加者が欧州委員会にプロジェクトを提出する際に、どのくらいの期間毎に報告を行うか明記しなければならない。そして、そのプロジェクトが採用されたならば、欧州委員会との交渉期間に入り、欧州委員会のプロジェクト担当官がその頻度等に関して、多いあるいは少ない等と修正を求める場合がある。よって、研究プロジェクトの内容によって、報告の回数は異なる。

43 参考：<http://www.iprhelppdesk.eu/>

2) テレコム研究院

ヒアリングの目的

近年来欧州の大型研究開発助成スキーム「第7次枠組計画」(以下 FP7 と略) に注目が集まっており、現在日本も EU との共同公募の実施を検討している最中である。本ヒアリング調査では、フランスの ICT 高等教育・研究開発機関「テレコム研究院」において、国際研究開発コーディネーターおよび FP7 のナショナルコンタクトポイント(以下 NCP と略) を担当しているピエール・シメイ氏に、NCP の業務、FP7 への参加手続き、共同公募等についてお話を伺った。

先方 (○)

テレコム研究院 (Institut Telecom) ⁴⁴

国際関係・欧州事業コーディネーター : ピエール・シメイ氏 (Pierre Simay)

当方 (△)

NICT 事務所所長 : 藤田 清太郎

NICT 事務所 : 加賀 円

ONOSO 研究員 : 小野 浩太郎

日程

2011 年 6 月 20 日

⁴⁴ 「テレコム研究院」とは、フランスの ICT 部門の公立高等教育・研究開発機関である「テレコム・パリテック」、「テレコム・ブルターニュ」、「テレコム・南パリ」、「テレコム・マネジメントスクール」からなるグループの名称である。

参考 : http://www.institut-telecom.fr/p_fr_recherche_internat_PCRDT_1061.html

場所

パリ（先方事務所）

ヒアリング概要

テレコム研究院について

（△）テレコム研究院とは、どのような研究開発組織なのか簡単に紹介してほしい。

（○）テレコム研究院は、テレコム・パリテック、テレコム・ブルターニュ、テレコム・南パリ、テレコム・マネージメントスクールという4つのICT部門の高等教育・研究開発機関から構成され、テレコム・リール1およびユーレコムという2つの系列機関を持つ。以上の他に、フランス国内および海外に提携組織がある。テレコム研究院全体の人員規模は、教授・研究者650名、博士課程の学生・ポストドクター950名、研究エンジニア・サポートスタッフ300名である。研究開発分野に関しては、ネットワーク、セキュリティ、マルチメディア等、ICT部門全般をテーマとしている。以上の他、ICTの応用研究に関して、経済学、法学、人間科学分野の教育および研究も行っている。テレコム研究院内の組織は相互に補完する関係にあり、共同プロジェクトも実施している。

（△）ICTの利用に関する教育と研究は、主にテレコム・マネージメントスクールで行われているのだろうか。

（○）確かにテレコム・マネージメントスクールには、同分野を専攻する学生が多いが、他の機関でも小規模ながらICT利用の教育および研究は実施されている。

先方の業務について

(△) あなたはテレコム研究院で、FP7に関してどのような業務を行っているのだろうか。

(○) 私は複数の業務を行っている。テレコム研究院内では、FP7のNCPを担当し、研究プロジェクトの作成支援を行っている。テレコム研究院外では、フランスの組織のFP7への参加を促進するため、ICT部門のNCPコンソーシアムおよびGTN (Groupe Technique National)⁴⁵という2つの組織の活動に参加し、そこでテレコム研究院を代表している。後者の組織は、高等教育・研究省および経済・財務・雇用省によって主導されている作業グループである。ここでは、フランスにおけるFP7のステークホルダー、つまり研究開発機関、産業界、産業クラスターである「競争力拠点」が一緒になり、FP7への参加を推進するため、研究テーマ等について議論を行っている。なお私の担当ではないが、テレコム研究院は、FP7の事務・財務手続きおよび法務関係のNCPコンソーシアムにも参加している。従って、テレコム研究院は2つのNCPコンソーシアムに参加していることになる。だが、我々はユビフランスのようにNCPコンソーシアムのコーディネーターではない。コーディネーターは、欧州委員会と連絡を取り、コンソーシアムのメンバーに情報を提供し、コンソーシアム全体の活動を促進している。我々は、コーディネーターの要請に従って、コンソーシアムの会議等に参加している。

⁴⁵ 参考：

<http://www.telecom.gouv.fr/rubriques-menu/soutiens-financements/programmes-communautaire/s/programmes-2002-2008/ist/gtn-ist-123.html>

(△) よろしければ、あなたが現在の NCP のポストに就いた経緯を教えてください。

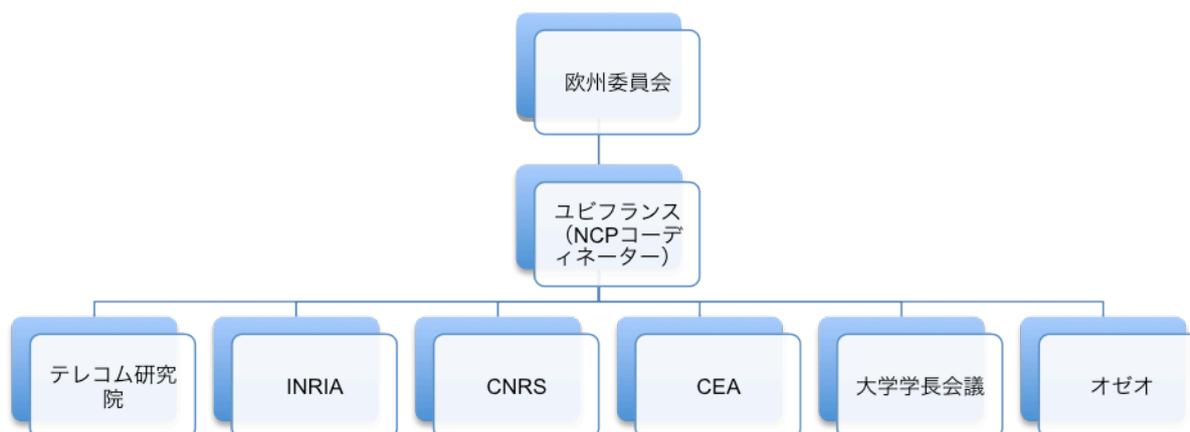
(○) このポストに就く以前にも、すでにテレコム研究院で FP5 から EU の枠組計画に関わる業務をしていた。そして、2002 年か、2003 年にこのポストが創設された際に募集があり、そこに立候補した。なお、学生の際には経営学を専攻していたが、ICT 部門のプロジェクト管理等に関しては、業務をこなしながら実践で学んだ。

NCP コンソーシアムの構成について

(△) フランスの ICT 部門の NCP は 6 団体からなるコンソーシアムを形成していると聞いている。例えば、もう 1 つのメンバーである国立情報学・自動制御研究院 (INRIA) とテレコム研究院が情報交換を行うことがあるのだろうか。

(○) それは基本的にはない。我々が他のメンバーと情報交換するのは、コンソーシアムのコーディネーターであるユビフランスを通してである。ユビフランスは NCP のコーディネーターとして、フランスおよび欧州の NCP、また欧州外の代表団体と連絡を取っているが、我々は基本的にコンソーシアムに参加し、ユビフランスから情報を提供されているだけである。我々は NCP コンソーシアム全体の提携活動を行っていない。よって、我々はユビフランスの要請に応じて、他の NCP と一緒に活動するが、それ以外に他の NCP と活動することはない。なお、ユビフランスは NCP の活動に関して政府から助成金を支給されているが、我々はされていない。

参考：フランスにおける ICT 部門の NCP コンソーシアムの構造図⁴⁶



FP7 への参加を促進する活動について

(△) あなたはテレコム研究院の FP7 への参加を促進するために、どのような活動をしているのか。

(○) 活動は複数ある。第一に、FP7 への関心を高めるために、研究者へ公募の内容や日程に関する情報提供を行う。また情報提供のために、テレコム研究院の研究者および事務方を対象に、FP7 に関する講習も行っている。なお、このような講習の実施は FP7 に関するものだけに限らず、フランス国内の公募に関しても行っている。また欧州委員会が公表している参加手続きに関する資料は膨大なものなので、NCP は研究者にそれを要約して情報として渡す。以上は、公募に応募することを決定する前の段階での支援活動である。第二に、私は研究者の求めに応じて、研究プロジェクト作

⁴⁶ コーディネーター以外の NCP 同士は基本的に直接交流することはない。コーディネーターであるユビフランスを通して、6 つの NCP は一緒に活動する。

成を支援する。これは特に、プロジェクトの書き方に関する支援となる。研究プロジェクト自身は研究者自身が書くことになるが、そのプロジェクトが公募の採用基準により合致するものになるように、我々は助言を行う。単に研究内容の善し悪しだけが採用基準ではない。そのプロジェクトの管理計画、社会・経済へのインパクトについても、十分にプロジェクト案に記さなくてはいけない。よって、私は第三者の視点から研究プロジェクトについて意見を与える。第三に、研究パートナー探しを支援する。もちろん、研究者自身がそれぞれネットワークを持っているが、それがうまく行かない場合もある。その場合、求めに応じて、研究プロジェクト内容に見合うパートナーを探す。よって、NCPの支援業務は、研究者がFP7へ参加する際の全ての段階で行われる。

(△) どのような種類の情報を研究者は求めることが多いだろうか。

(○) 彼らが求める情報は、公募の内容から、期間、予算、知的財産権、パートナー探し等、実践的なものが多い。どのようなプロジェクトが現在助成されているのかについても情報を求められる。

(△) あなたはフランスと海外で研究パートナーを探すのだろうか。

(○) そうだ。EUの共同研究開発プログラムは、フランスの組織を提携させる機会でもあるのだ。以上のため、テレコム研究院は国内に提携組織を持っているし、また中小企業およびスタートアップ企業からなる「中小企業クラブ」も立ち上げている。テレコム研究院は、後者の組織を通して共同プロジェクト等を作成させる等して、フ

ランスの中小企業を FP7 に参加させるための支援を行っている。もちろん、これらのフランス国内の提携研究開発促進は、FP7 への共同参加だけでなく、国内の産業クラスターの形成にも生かされる。

(△) 知的財産権や契約手続き等、法務関係に関して情報を求められた場合、どのように対応するのだろうか。

(○) テレコム研究院には、事務手続きおよび法務関係を専門とする NCP が設置されている。よって、私はその NCP 担当者と提携して問題に当たる。この NCP 担当者は法律の専門家で、とりわけ研究コンソーシアム内のメンバー間で締結されるコンソーシアム契約の書き方について支援する。この契約の中には、知的財産権に関する規約が含まれており、とても重要である。

FP7 への参加手続きについて

(△) FP7 への参加手続きに関して、研究者はそれが複雑で困難だと訴えることはないのだろうか。

(○) 参加手続きに関しての欧州委員会の情報提供は網羅的なものであり、我々は FP7 の参加手続きに関する情報を余すことなく与えられている。だが、これらの情報は非常に膨大なものである。よって、参加手続きが難しいというわけではないが、たくさんの情報を処理する必要があり、研究プロジェクトを作成するのに非常に時間がかかる。そして、あまりにも資料が多いため、参加経験がない研究者の意欲をそぐ場

合がしばしばある。欧州委員会の FP7 のインターネットサイトで、参加手続きに関する全ての資料をダウンロードして手に入れること可能だが、全部でおそらく 1000 ページほどになるだろう。重要な部分だけを読めばいいのだが、経験がない研究者ではそれがわからないだろう。また欧州委員会の資料には専門用語が多く用いられており、理解することが難しい場合もある。よって、初めて FP7 に参加する研究者にとっては、参加契約手続きへの対応が残念ながら障害になりうる。

また、全ての質の高い研究プロジェクトが審査に通るわけではない。FP7 の公募採用率は、応募に対して 2 割にも届かず、テーマによっては、1 割にも見ない場合がある。研究プロジェクトは全ての点において完全に書かれておらねばならず、完璧なものを提出しなければならない。完璧なプロジェクトを書くのは難しいことだ。

FP7 の公募審査について

(△) FP7 では、応募者が欧州委員会にプロジェクトを提出した後、それを独立した専門家が審査すると聞いている。この審査手続きに関して、問題があると感じた時はあるだろうか。個人的な意見で構わないので、教えていただきたい。

(○) 欧州委員会による FP7 の審査手続きは非常に厳密であり、質が高い。何故なら、EU 加盟国の全てが資金を供給しているので、透明な審査が義務づけられ、実際に実施されているように思われる。例えばフランス国内の研究開発公募の審査と比べて、EU の審査手続きは非常に管理されている。欧州委員会はこの点に非常に配慮しているのだ。

だが、やはり良い審査員とそうでない審査員もあり、評価結果を聞いて、良い審査員に当たらなかったと感じざるを得ない時も時々ある。これに関しては、どのように改善すべきか言うのは難しい。

問題点と言えば、欧州委員会は公募に採用されなかったプロジェクトに関して2度目の機会を与えないことである。採用点にぎりぎり届かなかったプロジェクトも、次に応募するためには、1、2年待たなくてはならない。そして、審査員の評価に従って、プロジェクトを修正し、次の公募に応募したとしても、その公募の審査員は別の者である場合が多く、異なる評価をする場合がある。合格点にぎりぎり届かなかったプロジェクトに関しては、すぐに修正して挽回する機会があると非常にいいと思う。これにより、内容的に見て非常にいいプロジェクトだが、プロジェクトの書き方がうまくなくて採用されなかったものを救うことができるだろう。

また欧州委員会の公募開始から、審査等を経て、実際に助成金が支給されるまでの全体の期間は、約1年である。1年は非常に長い。審査手続きにかかる時間等がもっと短くなるといいだろう。

(△) 審査員をプロジェクト申請者は知ることはできないのだろうか。

(○) 審査は書類審査で終了する場合と、書類審査の後、第二次審査としてブリュッセルで面接審査を行う場合がある。後者は大規模な研究プロジェクトの場合しばしば行われる。面接審査の際には、応募者は審査員と直接出会うことになるだろう。書類審査のみの場合には、審査員の名前および国籍は伏せられており、応募者はそれを知

ることができない。

(△) 審査員の国籍に関しても、欧州委員会は配慮しているのだろうか。

(○) 欧州委員会は EU 諸国間の公平性に非常に配慮しているので、例えば、審査委員会のメンバーが、全てフランス人で構成されることはない。また欧州だけでなく、アジアやアメリカ等の他国の専門家も審査に参加する場合もあるが、審査員のほとんどが欧州出身者である。何故なら、他国の専門家を呼ぶには費用がとてかかるからである。

FP7 のフランスへの影響について

(△) EU の枠組計画は、フランス国内の研究開発政策をどのように変化させているだろうか。

(○) 枠組計画はフランスに非常に大きな影響を与えており、国内の研究開発の状況を大きく変えている。現在の問題は、フランス政府が実施している国内向けの公募と EU の公募がうまく調整されていないことである。時々、両者が同じ時期に同じテーマの公募を行う場合があり、研究者が困る時がある。この場合、多くの研究者はフランス国内の公募を選ぶだろう。何故なら、国内の公募手続きの方が簡単だからである。以上のような状況は、フランスの組織の枠組計画への参加を妨げることになるだろう。これに関しては、フランス政府と協議しなくてはいけない。今必要なことは、EU の公募と国内の公募をより調和したものになるように調整することである。

EU との共同公募について

(△) EU とロシア、そしてブラジルの間で共同公募が開始されている。このような試みについてどのようにお考えだろうか。

(○) 共同公募の実施は非常にいいことだと考えている。一方で欧州は国際提携戦略を持っているし、他方で欧州と提携したいと考えている国が実際に存在する。両者が協議し、提携することは非常にいいことである。もし共同公募がなかったならば、ブラジル等、第三国が欧州の研究開発プログラムに参加することは難しい場合が多い。何故なら、研究プロジェクトを作成する際に、なぜその国が欧州のプロジェクトに参加するのか、その理由を説明し、参加意義を正当化しなくてはならないが、共同公募があれば、そのようにわざわざ正当化しなくてもよい。

(△) もし日本が EU と共同公募を実施することになった場合、どの分野での共同研究が可能であり、重要であるとお考えであるか。

(○) 未来のインターネットおよびマイクロ電子工学の分野で、共同研究を行うことは非常に重要だと思う。それ以外では、日本ではロボット工学やマルチメディア関連の研究開発（例えば、ビデオゲーム）が進んでいると聞くので、この分野にも関心が集まるだろう。基礎研究開発とは別に、ICT の応用研究についても、共同研究が必要である。現在、環境、健康、高齢化社会等の問題へ対応するために ICT を利用する際の世界的な基準や標準が必要とされている。欧州だけでは以上の問題に対応するのは困難であり、アジアやアメリカ等、他地域との協議および提携活動が必要であるの

だ。

(△) 日本と EU の共同公募は、どのような利益を欧州と日本にもたらしうるとお考えだろうか。

(○) 利益は複数ある。1つ目は、共同公募により、日本と欧州の研究者の間でネットワークを構築することができ、より進んだ提携研究開発が可能になるだろう。2つ目は、経済面での交流の機会が生まれるだろう。日本は欧州市場を開拓する機会が生まれるだろうし、反対に欧州は日本市場を開拓する機会が生まれるだろう。3つ目は、先ほど触れたように、共通の社会問題に提携して対応することに道が開けるだろう。提携活動においては、常に両者が強い点を持ち寄り、相互に利益を享受する関係を構築しなくてはならない。

まとめ

以上、EU の FP7 ICT 部門への参加条件およびプロセス、そして NCP の活動状況について調査した。

概して、FP7 に参加するためには煩瑣な手続きが多く、それが残念ながら参加の障害となっているという実情がある。故に、研究者を支援する NCP の役割は非常に重要なものであると言える。特に知的財産権に関する支援は、FP7 においては異なる国出身の複数の組織が一緒になって共同研究するので、必要不可欠の存在となっている。またフランスのユビフランスおよびテレコム研究院でのヒアリングから分かるように、フランスの NCP コンソーシアムは非常によく組織されており、驚かされる。これは急に形成されたものではなく、何年もかけて徐々に作られたものであると想像できる。

FP7 への参加は第三国にも開かれているが、日本等の高収入所得国が参加を希望する場合、プロジェクト案において、欧州のプロジェクトに何故当該国の組織が参加するのかを正当化する必要がある。共同公募を実施するならば、以上のように、第三国の参加の必然性を正当化する必要がなくなり、より簡単に第三国が欧州と提携できるようになるという利点がある。

EU と第三国の共同公募は、ブラジルとロシアの間ですでに開始され、採用された研究プロジェクトが公表されている。まだ、予算もそれほど割り当てられていないの

で、将来的にどのように共同公募が発展していくかは、今後の展開を見守る必要がある。国によって、同じ研究テーマであっても、研究スタイルや研究者相互のコミュニケーションの取り方などが異なるから、これから様々な問題が生じる可能性があるだろう。